

西日本入会林野研究会

会 報

(第15号)

『入会的生産森林組合の現状と活性化の方向』

(第15回シンポジウム)

入会権基礎セミナー 中尾英俊 (1)

<報告要旨>

入会林野整備と現状 田浜孝基 (8)

長崎県北地区における生産森林組合の現状と課題 石谷秀彰 (12)

生産森林組合の現状と問題点について 吉村俱美 (15)

入会利用の変容と入会権 野村泰弘 (20)

<シンポジウム>

I 入会に関する一般的問題 (24)

II 生産森林組合の現状 (25)

III 生産森林組合に対する助成措置 (28)

IV 生産森林組合の解散問題 (30)

V 契約利用の法律問題 (31)

<大会記事・総会報告>

<西日本入会林野研究会の歩み>

1991・5

西日本入会林野研究会

西日本入会林野研究会規約

第一条（名 称） 本会は西日本入会林野研究会と称する。

第二条（目 的） 本会は入会林野にかんする理論的実証的研究をすすめるとともに会員の親睦をはかることを目的とする。

第三条（事 業） 本会はその目的を達成するために次の事業を行う。

学術研究会の開催

機関紙の発行

その他目的達成に必要な事業

第四条（会 員） 本会は西日本（中・四国、九州）地方に居住する入会林野の研究者、実務家で本会の目的に賛成する者によって組織される。

第五条（事務所） 本会の事務所は福岡市早良区西南学院大学におく。

第六条（役 員） 本会の役員として運営委員若干名及び監事2名をおく。

運営委員は本会の運営の任にあたる。

運営委員中1名を代表委員として本会を代表する。

監事は本会の会計を監査する。

役員は総会で選出しその任期は一年する。

第七条（総 会） 本会は毎年一回総会を開催し重要事項を決定する。

第八条（会 費） 会員は毎年会費を納入しなければならない。

会費の額は総会で決定する。

第九条（会計年度） 本会の会計年度は9月1日から翌年8月31日までとする。

制定 昭和50年10月7日

改正 昭和59年9月26日

入会権基礎セミナー

西南学院大学法学部 中尾 英俊

(1) 「入会」の語源

まず、入会権とはどのような権利かという点について触れておきたい。かつてのわが国の農業生産においては、燃料や肥料の供給源としての山林原野が必要であったが、これらは、概ね、村持ちとして管理されてきた。ここでいう「村」とは、現在の地方公共団体たる村ではなく、村落共同体＝明治22年以前の村（むら）であり、同年町村制下における大字にあたる。

このような村持山については、かつては、複数の村の村人たちが互に入り会って使用収益を行なったのが普通で、ここから「入会（いりあい）」という用語が使われるようになったものである。このような形の入会を「村々入会（もしくは数村入会）」と呼ぶ。

このような村々入会においては、当該村相互の争いが絶えなかったため政府により村ごとに分割を促進する政策がとられ、現在は「一村入会（村中入会等の呼びかたもある）」が多くなっている。（その結果、入会に関する裁判例を見れば、戦前は村々入会に関する事件が多かったものの、戦後は、一村入会を中心とする、村落内部の紛争が増加するという傾向にある）。あるいは、一村持ちの入会においても、たとえば、甲村が単独で所有する山林に乙が入り会うという形もありうる。

(2) 民法の中での取り扱い

このように、単に入会といっても様々な形のものがあるが、明治政府は、この入会に関する権利＝入会権を民法の中で次のように規定している。

263条 共有ノ性質ヲ有スル入会権ニ付テ

ハ各地方ノ慣習ニ従フ（以下略）

294条 共有ノ性質ヲ有セサル入会権ニ付テハ各地方ノ慣習ニ従フ（以下略）

ここで「慣習ニ従フ」とは、入会権がどのような形のものであっても、これに関する裁判においては、裁判所は、その慣習に従って裁判をしなければならない（慣習は法律と同等の効力を有する）、ということの意味している。慣習とは、当該入会地に関する規約・しきたりをあらわすことばであり、かならずしも文章化されている必要はない。要するに、現実当該山林に関する掟として実行されているものをいうのである。

さて、263条にいう入会権と、294条にいう入会権の違いはどこにあるのだろうか。まず263条は、民法典中、所有権の章・共有の節の中に設けられているが、このことは「共有ノ性質ヲ有スル入会権」が一種の共同所有権であるということの意味しており、いわゆる自村持入会＝（入会権者ら自らが入会地の地盤所有権を有している場合）がこれに相当する。

他方で、294条は、所有権の章ではなく、地役権の章の中に存在している。すなわち、「共有ノ性質ヲ有セサル入会権」は、（たとえば地上権のような）土地の利用権であり他村持入会（入会権者らが入会地の所有権を有していない場合）がこれに相当する。

要するに、「共有ノ性質ヲ有スル入会権」とは、共同所有権の一種であり、「共有ノ性質ヲ有セサル入会権」とは、共同利用権の一種である、ということである。

なお現在では、後者はあまり多くない。ただ、現在でも見られる「共有ノ性質ヲ有セサル入会

権」の典型は、国や市長村有あるいは財産区の所有する土地の上に地元住民が入会権（という利用権）をもっているという場合である。もっとも、部落共有入会地につき官行造林（公有地にしか認められなかった）という目的だけで市町村名義で登記がなされたという場合、これが、公有地上の「共有ノ性質ヲ有セサル入会権」に変化したといえるかどうかについては問題がある。

(3) いわゆる「旧慣使用権」と公有地入会権

ところで、このような、公有地上の入会権に関しては、次のような問題がある。すなわち、公有地につき地元住民がもつ利用権は、「共有ノ性質ヲ有セサル入会権」ではなく、地方自治法238条ノ6にいう「旧慣使用権」ではないか、という疑問である。入会林野近代化法においても、「旧慣使用権」という用語が出てくる。結論からいえば、この問題は単なる用語の使い方に帰着するのであるが、とくに、ここで注意しておかなければならないことは、公有地には「共有ノ性質ヲ有セサル入会権」が成立しないという根拠はどこにもなく、むしろ、裁判所はこれが成立することを明言しているということである。ついでながら、昭和48年最高裁判決により国有地上にも入会権が存在しうることが明らかにされている。要するに、「共有ノ性質ヲ有セサル入会権」は、国や地方自治体もしくはそれ以外の個人等のいずれが所有者であっても成立しうるということを注意しておくべきである。

ついでにここで補足しておけば、前述のように、土地所有者自身が入会権者であるという場合には「共有ノ性質ヲ有スル入会権」にあたるが、この場合、土地の利用内容は、原則として入会権者らが（所有者に認められた権限として）自由に決定することができる。これに対して、

「共有ノ性質ヲ有セサル入会権」の場合は、旧来からの利用内容を変更（たとえば採草採薪利用から植林利用へ変更）する場合には、土地所有者の承諾が必要となってくるであろう。

(4) 入会権者らの組織＝入会集団

入会権とは、一定の村落集団を構成する人々だけがもつ権利である。ここで村落集団とは、先にも述べたように、明治22年以前の「村」、同年以降の大字（もしくはその構成単位である組など）を中心とする集団で、現在では、部落あるいは区といった呼ばれ方をすることが多い。入会権者らの集団＝入会集団は、このような地域的な集団であり、一定の「なかま」によって構成される共同体であるということができる。

この権利に関しては、古くから「出損入得」という表現がなされてきたように、一定の村落集団の構成員となれば入会権を取得し、逆に集団から離脱すればその権利を失う（転出失権）というのが、入会権の原則である。このような転出失権の原則がとられるのは、たとえば、湯布院のある部落の住民が大分や東京などの遠方に転出した場合、その部落の入会地について権利をもち続ける意味がないし、そもそも、その共同体内の義務を果たすことができないからである。

ところで、入会集団の存在する地域に転入してきた者は、直ちに入会権を取得するかどうか問題になる。福岡市近郊の新宮町において、この点について紛争が生じ、最高裁判決が言い渡された例があるが、都市化などの理由により当該地域がベッドタウン化した場合、新住民は地域への転入により、その地域所在の入会地につき入会権を取得するわけではない。というのは、地域に転入して住民登録したからといって、入会地を中心とする「なかま」として一戸を構えたことにはならないからである。したがっ

て、都市化していない地域においても、たとえば、一定地域に教員が赴任して教員住宅に居住した場合なども、転入によって直ちに入会権が取得されるわけではない。

転入による入会権の取得は、たとえば、宮崎方面において「かまどを構える」と表現されるように、当該地域に居住し、その村落集団において一戸を構えることにより構成員として認められ、その集団内における義務を果たす人が「なかま」となるのであり、このことが入会権者となる条件である。入会権が地域の慣習に従うとは、たとえばこのようなことを指すのである。入会権取得に関する慣習は地域によって様々であり、なかには、一切の新規取得を認めないという場合もある。

ところで、「入会権者」ということばについて、若干の注意が必要である。すなわち、集団全体が入会権者であると同時に、その構成員も入会権者と呼ぶことができる。この点が、単なる共有と入会権的な共有と異なるところである。ここで、後者を前者と区別するために「総有」と呼ぶが、この呼び名から、総有財産たる入会地については地域住民の総員が権利者であるという誤解を招きやすいので注意を要する（地域住民全員が必ずしも入会権者であるとは限らないことは前述の通りである）。

(5) 入会権と持分

入会財産ではない単なる個人的な共有財産においては、共有者が各自持分を有するとされる。たとえば、一筆の土地を10人で共有する場合、一人が10分の1の持分をもつ（ただし持分が全員平等でなければならないということはない）。総有においては、入会権者はこの持分を有していないというのが最高裁判所の認識であるが、これが誤っていることは、たとえば阿蘇郡小国町周辺において、原野に対する入会権者の権利

が「野株」と呼ばれていることで明かであろう。

このように、総有においては、各人が持分を有しているが、ただし、この持分を自由に譲渡できないというところにこの種の共同所有（もしくは共同利用）権の特質が存在する。たとえば、入会権を有しない分家が入会権者の転出の際にその者の持分を譲り受けることを認めるといふ慣習をもつ地域が多くみられるが、その持分譲渡は集団的な統制のもとに、地域内において行なわれているのであって、個人間で自由に行なわれるものではない。もとより、外部の者に自由に持分を譲渡することができるということはない。

(6) 入会権者の死亡と持分の承継

入会権者が死亡した場合、その者の入会権（持分権）は相続人によって相続されるかどうか問題になる。現在の民法は、家督相続制を廃し、共同相続制を採っているが、入会権者が相続の対象となるとすれば、入会権者たる所帯主の死亡により、その者と相続関係にある者全員が（もとより地域外居住者も）入会権を承継するということになる。福島県会津地方においてこの問題をめぐる裁判があり、仙台高裁は入会権が相続の対象とならないという判断を示している。

すなわち、入会権は、集団内の世帯を単位とする権利であるから、世帯のあとつぎ（必ずしも長男とは限らない）がその権利を承継することになる。この点については、近代化事業の実施にあたって、いわゆる確認書をとった経験のある方は理解して頂けると思う。死亡者の相続財産を相続人の一人の単独名義にするには他の相続人の放棄（という同意）が必要となるが、入会権については（相続財産ではないから）、世帯のあとつぎでない相続人の同意は不必要である。そこで、近代化事業にあたっては、

あとつぎ以外の相続人においては自己に入会権が存在しないという確認で足りるという理論構成となる。

(7) 入会権と登記

土地に関しては、所有権の他、地上権、地役権、永小作権、賃借権、先取特権、質権、抵当権といった権利が存在する。その公示＝登記に関しては、不動産登記法1条に規定されているが、この中に入会権の記載がない。そのために、入会権は登記ができない。その理由は、明治政府がこのような古い権利はなるべく解体させるべきだと考えたこと、登記名義人となりうる者は個人か法人でなければならないところから入会集団たる部落は法人でないこと、などの理由から、入会権に関する登記の道が開かれなかったものと思われる。そのために、未登記の入会地が少なくない。

未登記の土地は、表示登記が行なわれている場合と、行なわれていない場合（その土地を「脱落地」という）に分かれる。前者の場合、表題部所有者欄に大字や部落等の名称が記載されていることがある。これは、土地台帳上の所有者が同欄にそのまま転記されたからであり、その名称をもって権利登記をすることはできない。

ところで、上記大字等による所有者の表示がなされた入会地がいわゆる部落有林野統一事業の対象とされ、市町村有に編入された例が多々見られる。そこで、この事業の適用を避けるために、当時の入会権者全員や単独もしくは少数の代表者による権利登記手続きがなされたことが珍しくない。そこで、問題になるのは、①当該土地がその名義人の個人的な財産なのか、それとも、集団的な財産（入会地）であるのかどうか（とくに名義人でない地域住民にも権利があるのか）、という点である。あるいはまた、わずかに大字等の名義で権利登記手続きがとられ

た例が（たとえば長崎県五島において「郷」名義で登記された例など）あるが、その場合、②行政体の一種である財産区財産とみるべきか、それとも、その地域所在の入会集団の財産（入会地）とみるべきか、という点が問題になる。

入会権が登記できないということは、逆にいえば、入会権者は登記なくして当該土地が入会地であることを主張できることを意味している。その結果、つぎのことを指摘することができる。

① イ. 入会地が旧来からの入会権者の記名共有名義となっている場合 分家や転入者などでなかま入り（入会権の取得）が認められた者は、登記上の共有持分を有しなくても入会権の主張ができる。また、登記上の共有持分を有している者であっても、地域外転出者は、入会権の主張はもとより、土地の共有持分の主張もできない（「共有ノ性質ヲ有スル入会権」の場合には、入会権そのものが一種の共同所有権であるから、転出によって入会権を喪失した者は、登記上の共有持分を有しているからといって、地盤所有権に関する権利を保持しているということにはならない）。また、入会権者の一部がほしいままに自己の登記上の共有持分を入会権者でない者に移転登記しても、入会権はもとより地盤所有権に関する権利を取得できないことも同様である。

ロ. 入会地が単独もしくは複数の代表者の名義となっている場合 「共有ノ性質ヲ有スル入会権」の場合、入会権という名の所有権は、前述のように、入会集団全体に帰属するという側面があるから、代表者は自己の登記名義を根拠として当該土地の所有権を集団に対して主張することはできない。あるいは、代表者がその登記名義につき恣意的に部外者等に移転したり担保権の設定を行なっても、

その部外者が当該土地の権利を取得することはできない。したがって、入会集団は、当該部外者に対して入会権にもとづき、その登記が無効であることを主張できる。

② 表示登記もしくは権利登記が旧村、大字等による名義となっている場合 その土地を中心とする財産区設立の法的手続きがとられていない限り、地盤所有権が財産区に帰属するとはいえない。この場合、当該土地は、「共有ノ性質ヲ有スル入会権」の対象となっているといえる。

(8) 入会林野近代化法制定の背景

入会権という権利は古い権利であり、また登記できない不安定な権利であるから近代化すべきだという見解が多いが、このような考え方は正しいとはいえない。前述のように、入会権は、登記がなくても主張できるという点できわめて強力な権利というべきである。しかし、登記に関して、次のような問題点が指摘されるようになった。

① 入会集団が公社や公団等と造林契約を結ぶ場合、入会地につき公社等に造林を目的とした地上権を設定する必要がある。また、入会集団が造林のために金融機関から融資を受けるといった場合、入会地に抵当権を設定する必要が出てくる。もとより、地上権や抵当権のような権利を登記（登記簿中乙区になされる）する場合、所有権に関する権利登記（同甲区になされる）が現在の入会権者の名義により適正に行なわれている必要がある。ところが、このような権利登記上の問題で地上権や抵当権登記が不可能な場合、集団による林野の高度利用が図れない。

② 部落林野統一事業によって市町村有地となつた入会地につき、市町村直営の利用が図れず、また入会権者側からみても当該入会地が

自己所有財産でないために利用意欲がわかないために入会地所有権を入会集団に還元すべき必要性が強い。

③ 割山利用が行なわれている入会地において、入会権者らが分割により各自の区画部分を自己の所有地としたいと希望している場合に、分筆登記手続きに費用がかかりすぎる等の理由で分割が進まない。

④ 共有の性質を有する入会地において、転出者が権利を喪失しているにもかかわらず、その転出者名義の登記上の共有持分が残存する場合、その登記をめぐる紛争が生ずる可能性がある。

これらの問題の解決を目的として昭和41年に立法化されたのが、「入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律」である。この法律が適用されると、①や②の場合、入会権者全員の合意によって入会権を消滅させ、当該林野を旧入会権者らを構成員とする生産森林組合等の法人所有地として権利登記を完備させることになる。また、③の場合、同様に全員の合意による入会権の消滅を前提として、各自に分筆登記することになる。これらの登記手続きは、知事の囑託にもとづくので、入会権者らの費用負担はごく軽微なものとなる。また、④転出者（あるいは相続人）の登記上の共有持分は、右囑託登記により一切消滅する。ただし、原則として、このような登記名義人の「入会権を有しないことの確認書」（権利放棄書ではないことに注意）は必要となる。

(9) 結 び

明治以来、わが国において、土地の個人的所有制度が法的に確立され、また、それに関する法的規制がきわめて不足していたことから、多くの土地問題を生じてきた。入会権は前近代的な権利であり現在では無用の権利だと認識する

向きがあるかもしれないが、土地の利用や開発に対する法的規制の弱いわが国において、全員の合意を基本とする土地の集団的な管理制度＝入会は、林野の無用の開発から守るという機能を果たしている。

もとより、入会林野近代化法の理念は、林野利用の高度化という点にあり、必ずしも入会権の消滅を最終目的とするものではない。したがって、この法律の適用（入会整備）面積の増大を主目的とするのではなく、土地問題や環境問題全体から入会という集団的な制度を考えなければならぬ。

〔質疑応答〕

質問者 藤田恭二（伊予三島市役所）

加茂二見（佐賀県生産森林組合協議会）

田中信政（愛媛県森林林業課）

（藤田） ある部落において、任意の団体を設立し財産（部落有林）管理の規約等を作成している。その中に、昭和21年8月15日以前から部落に居住する者を権利者とするという規定があったが、最近、役員によってその部分が抹消されている。この点の是非について聞きたい。

（中尾） そのような重要な規約の改定については、全員の合意があれば別だが、役員だけで決定することはできない。したがって、その決定は無効というべきだ。

（藤田） その財産を中心として財団法人を設立する場合、入会権者全員の合意を必要とすか。

（中尾） もちろん、全員の合意が必要となる。ただ、生産森林組合等における知事の認可制度と異なり、財団法人の設立に関する主務官庁の許可においては、自由裁量が許可権者にあり、許可が下るかどうかは別問題だ。

（藤田） 部落名義で登記するという方法が今後

開かれるかどうかについての見通しはどうか。

（中尾） 部落のような法人格がない集団において、集団名義での不動産登記が認められていないのは、集団が実在するという点に関して公証制度が完備していないからだ。そのために、集団代表者名義で登記する場合、その名義人に代表者としての肩書を併記することも認められていない。今後、これらの制限が取り払われるという見通しは期待できないだろう。

（加茂） 我々の部落有林野においても、転出失権・帰村復権の慣習があったが、戦後、転出者との間で紛争があり、金銭で解決した経緯があった。そのために、昭和46年に入会整備を行ない、生産森林組合を設立した。その後の転出者に対しては、収益につき従事割配当をしなければならぬと思う。入会権においては、登記に関係なくまた転出者に権利がないということとは、生産森林組合との関係ではどうなるのか。

（中尾） 入会権とは、その部落有林野に対する権利のことだ。さらに、入会権が登記と関係がないということは、ある土地が入会地かどうかは登記に左右されない。および入会権者の範囲は登記に関わりなく決まるということの意味している。この入会権は、入会整備事業が行なわれれば、知事の許可があった時点で消滅するので、転出失権の原則は働かなくなる。ただ、その後の生産森林組合設立において、組合員資格をその部落居住者に限るという定款を設けておくことは可能だ。その際に、組合に加入しない旧入会権者は当然に脱退することになる。これが入会権の場合には脱退者は持分の払戻請求券を有しない（それでも何らかの金銭が入会集団から支払われることがあるがこれは餞別の意味しかもない）。しかし、生産森林組合においては、持分の払戻しという問題が出てくる。要するに、入会整備事業によって生産森林組合が設立された場合、それまでの入会権にもとづく管

理運営が変わるということだ。たとえば、以前には全員一致が原則であったが決議方法が過半数（財産処分に関しては3分の2、4分の3などの特別決議）などの多数決による方法が可能といった違いが出てくる。

（田中） 記名共有名義となっている入会地を整備する場合、登記名義人の相続人を戸籍簿によって追跡することになるが、行方不明などの事情で確認書がとれない場合がある。仮に裁判となった場合、何割くらいの確認書がとれていれば勝訴できるか。3分の2という数字を以前に聞いたことがあるが。

（中尾） 要するに、失権者を相続した者の大多

数（全体の員数ではなく持分を中心に判断する）から自己に権利がないという確認を得ればよいということだ。この点、林野庁はできるだけ大多数の者から得るべく指導しているが、それが得られない場合、理由を明らかにしておけばよい。したがって、相続人全員から確認書を得るという努力はしなければならず、3分の2さえとれば残りは放置してよいということにはならない。結局、3分の2という数字は、失権者の相続人の大多数から当該土地が入会地であるという証言が得られれば仮に裁判になっても勝訴できるだろう、という点から判断された最低限として位置付けられる。

〈参考資料〉

入会林野等整備実施状況

年度	市町村数	認可件数	入会者数	整備により権利を取得した者の数	整備面積	整備後の状況（面積）							
						経営形態				利用目的			
						生産森林組合	農業生産法人	その他の業	計	個人	林業	農業（畜産を含む）	その他
累計	3,685	5,820	382,092	376,494	517,290	282,925	5,243	26,472	314,640	202,650	507,293	8,981	1,016
昭和53	156	243	15,190	15,130	21,793	11,426	49	2,172	13,647	8,146	21,291	463	39
54	150	220	13,933	13,718	20,619	10,361	316	680	11,357	9,262	20,374	139	106
55	169	244	14,819	14,547	20,617	10,641	80	900	11,621	8,996	20,098	476	43
56	155	215	13,738	13,695	15,515	7,498	234	1,163	8,895	6,620	14,943	517	35
57	197	285	18,605	18,366	22,200	12,704	90	1,945	14,739	7,461	21,878	203	119
58	156	211	11,721	11,607	12,495	5,654	346	948	6,948	5,547	11,974	421	100
59	122	183	9,715	9,427	12,289	3,592	119	997	4,708	5,581	12,668	572	49
60	116	152	10,234	10,170	10,902	4,564	42	688	5,294	5,608	10,412	419	71
61	133	169	8,961	8,883	13,140	5,653	79	986	6,718	6,422	12,839	248	53
62	99	125	6,338	6,184	8,142	3,706	87	453	4,246	3,896	7,826	256	60
63	92	109	5,684	4,977	5,773	1,162	74	872	2,108	3,665	5,623	127	23

資料：林野庁森林組合課調べ。

入会林野の整備と現状について

上村生産森林組合 田 涉 孝 基

1 地域の概要

(1) 豊後高田市は国東半島の西の入り口に位置しており、半島の中心にそびえる両子山より、放射状に山林丘陵は海近くまで伸び、その谷間に帯状に耕地が形成されています。また、両子山に端を築いた桂川は、広範な市の中央を潤しながら風光明媚な周防灘にそそぎ、流れる程28kmで、その河口地帯を中心に市街地が形成されています。人口は約2万人余りで、第一次産業を基幹とした田園都市です。私達の組合は市街地より東へ8km程上った山間地で、日本三大叡山（比叡山、東叡山、西叡山）の西の叡山として、奈良、平安、鎌倉時代の仏教文化の里として栄えた、西叡山のふもとに位置し、周囲は山に囲まれた盆地の中にあります。当該入会林を保有する組合員は26戸となっています。

(2) 組合の沿革

現在私達が保有している林地（約50ha）は、明治以来村有林であったが、大正5年上村地区の共有林として払下げられ、採草や炭木など地元的生活基盤に密着利用されていました。

戦後昭和31年5月に一部を個人名義に登記替をし、分割されたが、各人の持ち分の境界は明確にすることなく、共有地として利用していました。昭和40年代の高度経済成長とともに、山林資源の活用も減退の一途をたどり、放置されるに至りました。そして、世代の交替とともに、若い世代は共有地の境界も知らず、共有地の所有存続も危ぶまれました。

このような状況の中、昭和51年県、市の指導のもとで入会林野整備計画を立てました。そして、共有地の境界の明確化、実測による面積の確定、所有権の近代化が図られ、昭和54年3月

上村生産森林組合が設立され、現在に至っています。

2 経営の概要

(1) 組織

設立 昭和54年3月20日
 組合員 26名
 理事 12名
 幹事 2名
 出資口数 26口
 現物出資 2,417,012円

(2) 所有林の内容 (単位: Ha)

区分 樹令	人 工 林					天然林			計
	マツ	ヒノキ	スギ	カラマツ	小計	コナラ	その他		
1~10		5	12	2	19			19	
11~20									
21~30									
31~40	2				2			2	
41~50						5	24	29	
計	2	5	12	2	21	5	24	50	

(3) 貸借対照表 (平成2年3月31日現在) 別紙

(4) 損益計算書 (平成2年3月31日現在) 別紙

3 林野利用

組合設立と同時に山林資源の有効利用を図るため入会林野整備事業等の導入により

- ① 基幹作業道の開設
- ② 苗畑造成によるつつじや庭木の育成
- ③ 公社造林、組合造林等人工林の造成等を積極的に取り組んで参りました。

又、西叡山は歴史的な仏教文化の背景をもつ

ており、お寺の再建等、夢を託して取り組みました。事業をするためには負担金がつきもので、昭和52年から3年間組合員は毎月積立をしたり、作業道開設後は椎茸原木等を組合員自らが伐木造材搬出をし売却をする等、大変な重労働をしながら資金の捻出に苦勞して参りました。

次に年次別に事業の実施状況です。

(イ) 作業道の開設 (S.54~S.56)

道路幅 4m 総延長 4,000m
 " 3m " 500m

(ロ) 苗畑造成 (S.55~S.56)

20a 2カ所 計40a

(ハ) 花木の育成 (S.55~S.59)

ツツジ苗 12,000本
 ツゲ (山どり) 150本
 リンゴ 25本
 さくら並木植付 500本

(ニ) 植林

◎大分県造林公社 (S.56~S.57)

杉、桧 15.5ha

◎上村生産森林組合 (S.62~S.63)

杉、桧、くぬぎ 3.5ha

植栽後は毎年7~8月に組合員による下刈実施をしている。

(ホ) 保安林の指定 (S.62~H.元年)

開発地の一部を除き、全部保安林の指定を申請している。

4 西叡山高山寺の再建

昭和56年9月東京在住の弁護士中野峯夫先生より高山寺再建の申出があり、地元では大変びっくりしました。早速再建実行委員会を地元組合員を中心に学識者やお寺さん等で結成しました。ことに設計建築にあたっては、九州最古の木造建築である富貴寺を参考に屋根の美しさを出し、又屋山長安寺の間取りを平面構成に取り

入れる等の工夫がなされました。

そして、昭和59年10年末に完成し、11月6日には、歴史的な落慶式典が国東六郷11ヶ寺住職により厳かにかつ盛大に行われました。本寺院の位置は、八合目で標高480m、屋山長安寺を正面に、国東半島の連山、周防灘が眼下に一望できる素晴らしい地所にあり、遠くは山口県の夜景も望めます。

建物は木造平家建てで、床面積126㎡であります。又、組合所有地内には、高山寺跡地の石柱や千人塚、金水銀水の祠、六所権現、山頂の展望台などがあります。

5 今後の組合運営

(1) お寺の再建により、毎年参拝者観光客も増加しており今後は山の多面的利用を、より積極的に推進する。

(2) 幸い県市の方で本年度より林道として改良が実施されることにより総延長13kmの通り抜けの林道開設の中に4kmの作業道が組み入れられることになり、道路整備管理等が組合にとって容易になるのではと期待している。

(3) 天然広葉樹林の活用をすすめ組合運営資金の捻出に努める。

6 問題点と要望事項

私達は組合結成後、幾多の事業を実施してまいりましたが、財務諸表にあるように、林業部門の収入が余りにも低く林業経営の運営については頭をいためている所であります。植林はすれど原木は安く採算割れをするこのような現況をふまえ次のことを国県に要望したい。

(1) 林業生産物原価は一般消費価格より割高で収益性があまりにも低い。従って、生産費に対する一元的な助成として小単位でも高率補助(80%以上)を適応してほしい。

- (1) 植林、保育管理、伐採搬出に必要な資材、機械の助成
 (2) 作業道等の助成
 (3) 後継者等の育成を図るため、生産森林組合に対し、ソフト事業の補助をしてほしい。
 (3) 法人税について

植林保育を中心に組合運営をしている現在収入はなく税金の捻出に苦慮しています。組合員の他の所得から、これを補っているのが現状です。特別法人として経済活動をしない期間又は欠損金が生じた場合は、法人税の均等割等は免除してほしい。

貸借対照表
 平成2年3月31日

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
【流動資産】	円 267,555	【流動負債】	円 134,303
現金・預金	78,305	未払金	134,303
未収入金	189,250	【固定負債】	7,636,962
【固定資産】	9,433,179	長期借入金	7,636,962
(有形固定資産)	-	短期借入金	0
建物	218,886		
構築物	5,370,700	負債合計	7,771,265
農地	600,000		
山林	2,417,012	資本の部	
工具器具備品	36,071	【資本金】	2,417,012
森林勘定	790,510	【剰余金】	△482,543
(投資等)		当期未処分利益	△482,543
出資金	5,000	(うち当期利益)	38,463
資産合計	9,705,734	資本合計	1,934,469
		負債・資本合計	9,705,734

損益計算書
 自平成元年4月1日 至平成2年3月31日

科目	金額	
	円	円
(経常利益の部)		
【売上高】		
売上	1	0
売上総利益	0	0
【販売費及び一般管理費】		226,288
営業利益		△226,288
【営業外収益】		
雑収入	269,099	
【営業外費用】		
支払利息割引料	4,348	
経常利益		38,463
(特別損益の部)		
税引前当期利益		38,463
当期利益		38,463
前期繰越金		△521,006
当期未処分利益		△482,543



長崎県県北地区における生産森林組合の現状と問題点

長崎県県北振興局 林業部 石谷 秀彰

はじめに

昭和42年に入会林野近代化法が施行されて以来、県北地区でも入会林野の整備が進み、整備された林野の多くは生産森林組合によって経営が行なわれている。しかし、近年、生産森林組合の運営については、多くの問題点が指摘されており、問題の解明と対策が求められている。そこで、私が担当している長崎県県北地区の事例を示すことでこの問題を解明するための端緒とさせていただきます。

1. 地域の概況

県北地区とは長崎県北部の3市18町を含む区域で、東は佐賀県に接し、西は平戸島や五島列島北部にまで及んでいる。林野率は51%で森林面積は52,511ha、森林の民有林率は93%で民有林の人工林率は45%である。人工林の内訳はスギが43%でヒノキが55%であるが、人工林の齢級構成は6齢級が81%を占めるように、本格的な林業生産は10年後と予想される。

整備に着手する以前の入会林野面積は2,900haであったが、昭和42年に整備に着手してから平成2年4月までに56地区・2,014haの整備が完了した。整備後の経営形態は整備前の利用形態に準じており、協業が1,671ha(83%)にたいし個人分割が343ha(17%)である。

2. 生産森林組合の概況

協業形態のうち生産森林組合の設立は45件・1,317ha(1組合は解散して、現在44組合)である。1件あたりの面積は1haから89haの範囲で、平均35haである。組合員1人あたりの面積は0.47haできわめて小さい。又、所有山林の一

部を林業公社等の分収林として貸し付けている組合は73%で、分収林の面積は組合所有山林の44%を占めている。

分収林等をのぞいた、組合が直接経営している山林の人工林率は48%で地域全体の人工林率を少し上回っているが、このことは組合の造林活動が活発であることを示すものではない。それは、植栽した後の保育管理が不十分な山林が多いことから明らかである。

組合の活動状況を3段階に区分して示すと、1)非常に活発が5%、2)やや活発が50%、3)休眠しているが45%である。経営内容によって区分すると、黒字組合14%、赤字組合80%で、赤字組合のうち100万円以上の繰越欠損金のあるものは20%である。

平成元年度に事業収入のあったものは2%で、事業外収入のあったものは59%である。事業外収入の主なものには保育などの事業を行なったときの出不足金で、賃貸料や分収金なども含まれる。支出の主なものには事業管理費で、法人税や固定資産税などである。

3. 生産森林組合の問題点

現地指導の経験から問題点を列挙する。

1) 経理を担う人材の不足

生産森林組合の経理は、一般の施設法人の森林組合の経理と大差がなく煩雑である。貸借対照表や損益計算書等の他に、決算にともなう税務申告も必要である。この一連の事務処理については、県の普及職員や施設森林組合の職員が指導をおこなっているが、生産森林組合の役員は高齢者が多いことや、組合役員の任期が3年未満と短いことから、経

理技術の修得に対する意欲が十分でない。

その結果、次のような経理上の錯誤による出費が見受けられる。

① 税の申告上の誤りから、余分な税金を支払う。例えば、借入金を寄付金として申告する等である。

② 役員の登記を代書人を通じて行い、1万円以上の費用を支払う。自ら行なう場合は、印鑑証明料と登記申請料を支払うだけでよい。

③ 必要な登記を怠って、料料を受ける。

2) 収益が小さい割に租税負担が大きい

すでに述べたように、組合が所有する山林からの伐採収入は当分見込めないことから、大きな収益は当分期待できない。昭和63年度の42組合の経理内容は、収益が850万円、費用が697万円、事業外損益が315万円、特別損益が789万円、事業管理費が706万円、税引前当期純利益は551万円である。一方、租税負担は法人税と住民税が450万円、固定資産税が172万円で、利益に対して租税負担が大きくなっている。又、青色申告組合は42組合中2組合にすぎない。

3) 組合員の脱退による経営の圧迫

組合員数は昭和61年の2,693人から昭和63年の2,645人に減少している。これは組合員の脱退によるもので、脱退にともなう出資金の払い戻しが資金的に余裕のない組合の経営を圧迫している。

4. 問題への対策

以上のような事情から、県北地区では生産森林組合の解散について相談を受ける機会が多くなっている。そのような場合、解散時の清算税率が高いことを説明して解散を思いとどまるように指導しているが、これだけでは問題は解決しない。

又、法人税等については保安林への編入や市町村への陳情を勧めている。しかし、保安林指定には時間がかかり、陳情は市町が取り合ってくれない。経理については県事務所に相談するように勧めているが、なかなか心を開いてくれない。

このように、思いつく限りの対策を実施してみるが、なかなか効果が上がらないのが実情である。

生産森林組合の問題は長期的にみて経営の見通しの得られる場合と見通しの得られない場合に分けて考える必要がある。前者については伐採収入が得られるまでの間の対策を実施する一方で、後者については解散を指導することも必要であろう。

最後に解散の事例をあげて、解散にともなう問題点について考えてみたい。

5. 解散の事例と問題点

この組合は昭和61年4月の通常総代会において総会に対し解散を提起することを決議し、昭和61年7月の臨時総会で解散を決議した。これを受けて昭和62年6月に清算確定申告をおこない1年がかりの解散手続きを完了した。

組合の所有山林は6.09haで組合員数は75人である。資産の内容は、流動資産が8,248円で固定資産が484,076円である。流動負債は270,000円で繰越欠損金は452,676円、出資金は675,000円である。なお、この組合は青色申告をおこなっていた。

解散の原因は、山林所有規模が小さく山林からの収益があがらないにもかかわらず法人税等の支払により多額の累積欠損金が発生する一方で組合員の高齢化がすすみ、組合の経営が困難になったことである。

解散の方法は、まず山林4筆を組合員に売却して個人名義に移転登記をおこない、遺言公正

証書を作成してこれらの山林を集落の財産として管理するものである。

この清算を実施する上で次のような問題が生じた。

- 1) 山林の売買について、無償譲渡または低価格評価が税務当局によって否認された。
- 2) 清算申告事務が煩雑である。
- 3) 多額の経費を必要とした。

このことを具体的に説明すると、評価については当初、県事務所に依頼したが、税務署がこれを認めないことから、やむを得ず税理士に依頼した。しかし、税理士は山林評価の経験がなく、作業には長期を必要とした。このための経費や清算のための税額を確保するために、組合

員より負担金を徴収したが、組合員には重い負担となった。このような負担を軽減するためには、税法の改正が必要である。

おわりに

入会林野近代化法による入会林野の整備を進める過程で、多くの生産森林組合が設立された。しかし、近年、山村や林業がおかれているきびしい環境のなかで、経営の困難な組合や将来の経営の見通しのたたない組合が存在していることが明らかになった。この対策については関係する各機関の対応が必要と思われるので、皆様方それぞれの立場から多面的で活発な討論をお願いしたい。



生産森林組合の現状と問題点

鳥取県 倉吉地方農林振興局 吉村 倶美

1. はじめに

鳥取県の昭和63年度末現在の生産森林組合数は、97組合で、東部地区に60%の58組合、中部地区に23%の22組合、西部地区に17%の17組合となっている。この内入会林野等近代化法により設立された49組合では、東部地区が63%、中部地区が35%、西部地区が2%であり、東部地区に多く、西部地区に少ないのは協業組織経営が敬遠されたものと考えられる。

経営面積の状況は、5784haで一組合平均では、一般が45ha、入会が73haとなり、一組合員平均では、一般が0.82ha、入会が1.53haとなり入会林野整備のものの方がかなり大きい。組合の区域は、ほとんどが大字または小字単位で組織されている。この為従来の村山運営から抜け出してない組合が大半である。また人工林率は69%とかなり高い。県内の組合の概要は以上のおりであるが、私が勤務する中部地区内の三朝町の生産森林組合について述べてみたいと考えますので、皆様の御意見並びに御批判、ご指導を賜りたい。

2. 三朝町の概要

三朝町の総土地面積は、鳥取県の3番目に当る23,333haで、その90%が林野で4%が耕地である。耕地は水田が主で稲作が中心である。人口及び世帯数を昭和45年を基準とした昭和60年までの推移では、人口が4%減の8,880人、一方世帯数は7%増の2,543戸となり核家族化が進んできている。また農家人口及び農家戸数を同基準で見ると、人口で9%減の5,104人、戸数で11%減の1,217戸となり、混住集落が増加

している。

就業状況を見ても、第1次産業から第2次産業、第3次産業へと流出しており、農村社会への連帯が薄れてきている。

昭和63年度現在の林野面積の状況は、鳥取県の2番目に当る20,967haで、民有林が78%の16,388ha、国有林が4,578haである。民有林の人天別では人工林が54%の8,804ha、天然林が43%の7,039ha、その他が3%の545haとなり、樹種別では、スギが22%、ヒノキ10%、マツ24%、その他広44%である。人工林は7齢級以下の要保育林分が95%を占めている。また経営規模は5ha以下の小規模所有者が77%とかなり多い。

入会林野等の事業体及び面積は、41事業体の5,937haあり、その内旧慣使用林野が2事業体の4,381haと74%の面積を占めている。

公団公社等の機関造林実績は、町人工林面積の46%と半数近くを占めている。

林道開設は、136kmで林内道路密度は8.4mと目標値の58%に達している。また作業道開設は近年6ヶ年で、39路線の30kmを開設している。私有林の素材生産量は、若桜町、倉吉市に次ぐ県の3番目に当る10,100m³であり、しいたけ生産量は、県の5指に入る12,332kgの生産を行っており、その他なめこ、ひらたけ、おうれん、きはだ等の生産を行なうなど三朝町は、湯の町、山の町として林業と観光に特に力を入れている。

3. 生産森林組合の現状

三朝町の実産森林組合は、入会林野等の整備

の受皿として、昭和42年3月設立された木地山生産森林組合を皮切に、昭和54年3月までの12年間に12組合が設立された。経営面積は1,190haあり、一組合平均99ha、一組合員当り2.9haとかなり大きい面積になる。

経営規模別では、10-30haが4組合、30-50haが1組合、50-100haが3組合、100ha以上が4組合あり、組合毎の経営規模の開きが大きく、県下の組合と対比すれば、比較的大きい部類に入る。しかし地理的には奥地に位置、規模的には比較的まとまりがある。

執行面では、理事は平均5名、監事は2名で、役員には、それぞれ業務担当を持ち、事業を実施している。組合長は経験年数が比較的長く、3期以上の経験者が8名、3年1期の経験者が4名で、信任も厚く押が効く組合長が多い。

事業面では、森林造成一本で、設立当時の人工林率、24%であったものが、15年間で急速に伸び現在は71%の人工林が造成された。この内容を分析すれば、公団、公社等機関造林に預けるところが大きい。経営森林は、7齢級以下の要保育林分がほとんどで、つる切、枝打、除伐間伐の手入を実施している。年間の出役は、一組合員が、1~4日出役し、出役に対する賃金は支払っていないが、不足人夫賃は徴収し、その金で出役者の慰労の賄金に使用している。

財政面では、昭和63年度現在立木処分等の事業収益をあげた組合が2組合、その内経常利益をだした組合は1組合で、他の組合は損金計上している。一方事業管理費は、最低17千円と必要最少限に押えた事務経費の支出組合から、最高610千円の事務経費を支出している組合があり、最低、最高を除く10組合平均支出額は72千円程度の管理費を支出している。

特別損益では、除伐、間伐等を実施した補助金収入を計上し、この補助金収入は圧縮記帳され事業総収益欄には計上していない。

事 例

1) 片柴生産森林組合の財政面は、マツ材の立木処分、間伐材の処分収益得を計上し、事業外収益並びに特別収益として、生活環境保全保安林(82ha)の損失補助金及び一部土地利用させ、その土地貸付料を徴収している。また除伐及び間伐事業に係る補助金収入があり、前年度の繰越欠損金を埋め、組合員に従事割配当を行ない平成2年も配当の議決を得ている。出役日数は、3~4日出役し毎年保育事業を実施していたが、近年出役日数を減らしてもらいたい旨の意見が総会に出て、今後は1~2日程度にして事業を実施すると組合長の意向であった。

2) 事業面で、西小鹿生産森林組合は、旧慣使用林野整備計画当時に作業道を前提として、道路敷部分を共有地として整備した。その後、森林地域活性化対策事業を取り入れ生産森林組合経営地まで作業道を開設すると共に、間伐を実施し、補助金及び間伐材の販売収入を得ている。また久原生産森林組合は、伐採搬出用の作業道を開設し、公社造林予定地の広葉樹林37haを立木処分し、この収益により従事割配当を行うと共に、日帰り先進地視察の組合員研修を実施し好評を得ている。

3) 三朝町生産森林組合連合協議会の運営について

三朝町の民有林の51%に当る8,281ha(昭和42年度現在)の入会林野、旧慣使用林野を早期に整備する。その受皿として、法人住民税も安い(県民税600円、町民税4,000円)生産森林組合を設立する方針で、昭和47年4月1日町の指導の下で、既設立済の2生産森林組合と、入会林野整備手続中の3集落の整備組合をもって、生産森林組合の健全に関する調査研究、事務指導及び援助並びに入会林野整

備計画書の作成及び業務の指導援助をする目的で協議会が設立された。

この目的を強力に推進するため、町が職員設置補助金の助成をし、専従職員1名と、町の担当職員が兼務でこの業務に当り入会林野等の整備を推進してきた。

この結果、組合数は年々増加し昭和53年度末日には12組合が設受立されこの協議会の会員となった。

この間、組合運営、経理指導、役員等の変更登記事務、課税申告事務等の指導援助を行なって来た。しかし昭和53年度末日をもって専従職員が転職する事になり、職員設置補助金も打ち切られ、後任は町の兼務職員1名で面倒を見る事になった。

この協議会の活動状況は、年1回の先進地視察、組合運営上必要な事務及び技術の講習並びに研修会を年2回開催し組合役員及び組合員の資質の向上に努力している。また昭和48年固定資産税負担が、組合財政面を圧迫し、経営上支障を来たすため、町当局と交渉を再三積めた結果、早期に保安林編入する事を条件に固定資産税が免除された。

近年、会の運営費は、平等割15,000円、面積割反当り15円の会費と町補助金60,000円で先進地視察、組合運営に関する研修会、各組合間の意見交換等を実施し、技術及び知識を習得させるなど多大な貢献をしてきている。

4. 組合運営上の問題点

以上生産森林組合の現状を見てきたが問題点として次の4点がある。

1) 森林資源造成上では成功したといえる

が、組合運営上では要保育林分が多く、地利的に不利な奥地に位置するなど経費が重み運営がむつかしい。

2) 組合経営上長期及び短期収入との組み合わせを考えて経営しなければならないが、短期収入経営が取り組まれてない。

3) 組合経営上経営分析を行う等経理担当の確な人材が必要と考えるが不慣れた人が担当している。

4) 木材価格の低迷、仕事のきつさ等により、若い組合員の林業離れが出て、出役に影響し、事業推進上支障を来たす原因となっている。

5. 活性化への方向付け

1) 優良大径材生産を目標とした施業を実施する必要がある。

2) 各種補助事業を活用し簡易作業道等の開設を行ない搬出コストの低減を図る必要がある。

3) 造林補助事業等を活用し組合経費の節減を図る必要がある。

4) マツ林、スギ林等の樹冠下を利用し朝鮮人参やおうれん等の薬草栽培、きのこ等、わさび等の山菜の栽培、生花、神佛への立て華の材料の採取販売等も考える必要がある。

5) 生産森林組合連合協議会等の研修に積極的に参加すると共に組合間の意見交換等により技術及び経営のノウハウを習得する必要がある。

6) 優良林業地、篤林家等への視察を通し経営技術並びに山への魅力を理解させると共に、従事割配当が出来る組合経営の努力が必要である。

鳥取県生産森林組合の概要

(63年度現在)

区 分	入 会				一 般				合 計
	東 部	中 部	西 部	計	東 部	中 部	西 部	計	
組 合 数	32	17	1	50	26	5	11	47	97
経営面積 (ha)	1,835	1,711	107	3,653	839	661	631	2,131	5,784
組合数 (人)	1,680	667	38	2,385	1,115	570	908	2,593	4,978
出資額 (千円)	93,290	82,553	1,619	177,462	54,294	21,320	12,362	69,836	247,298
平均経営面積	57.9	39.2	107	73.4	32.1	132.2	57.3	45.3	59.8
1組合員当り平均面積	1.1	2.6	2.8	1.5	0.8	1.2	0.7	0.8	1.2
理 事	201	96	5	302	150	30	75	255	557
監 事	67	34	2	103	58	10	28	96	199

鳥取県生産森林組合の経営方法及び林種別森林面積

(63年度現在)

地 区	総 数	林 種			経 営 方 法		
		人工林	天然林	その他	所有林	分収林	その他
東 部	2,674	1,392	1,121	161	1,972	162	540
中 部	2,372	1,827	517	28	878	27	1,467
西 部	738	343	354	41	514	-	224
計	5,784	3,562	1,992	230	3,364	189	2,231

鳥取県生産森林組合の事業内容の推移

区 分	年 度	60	61	62	63
		新 植	組合数	38	4
	面積 (ha)	257	3	11	23
保 育	組合数	4	36	39	40
	面積 (ha)	12	215	275	150
主 伐	組合数	2	-	9	3
	材 積 (m³)	53	-	200	2,163
間 伐	組合数	1	9	8	5
	材 積 (m³)	157	2,612	28	7
きのこ	組合数	1	2	3	2
	金 額 (千円)	21	257	575	1,541

三朝町生産森林組合の概要

組 合 名	経営面積	組合員数	役 員		払込済出資金	設立年月	林 種			経営方法		事 業		
			理事	監事			人工林	天然林	その他	所有林	その他	主伐 (m³)	間伐 (m³)	保育 (ha)
木 地 山	251	33	6	2	612	42.3	198	53	-	25	226			
下 畑	16	21	5	2	105	45.7	9	7	-	16	-			
牧	144	39	5	2	234	47.12	124	18	2	47	97			
神 倉	77	49	5	2	1,883	48.3	72	5	-	77	-			5
久 原	144	32	5	2	1,728	48.11	84	57	3	79	65			1
合 谷	13	17	5	2	340	49.2	8	5	-	13	-			2
福 本	49	7	3	2	490	47.11	45	4	-	2	47			-
恩 地	28	18	5	2	1,800	49.4	22	6	-	7	21			-
片 柴	253	81	5	2	9,323	50.3	160	93	-	100	153	1,200		13
東 小 鹿	89	44	5	2	8,648	51.2	29	60	-	71	18			-
西 小 鹿	26	41	5	2	8,550	52.6	21	5	-	22	4			2
穴 鴨	100	58	8	2	9,853	54.3	76	24	-	28	72			3
計	1,190	440	62	24	43,566		848	337	5	487	703	1,200		26

三朝町生産森林組合経営規模別事業体数

(昭和63年度末)

区分	1-5	5-10	10-30	30-50	50-100	100以上	計
鳥 取 県	7	11	27	16	15	21	97
三 朝 町	-	-	4	1	3	4	12

三朝町の生産森林組合森林構成表 (面積・単位 ha)

(昭和63年度末)

人天別	齡 級										計
	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9以上	
人 工 林	-	54	106	276	5	270	126	11	-	-	848
広 葉 樹	5	-	-	106	111	69	22	20	2	7	342
計	5	54	106	382	116	339	148	31	2	7	1,190

入会利用の変容と入会権

西南学院大学法学部 野村 泰弘

一 入会権の利用形態

入会権は、元来は入会権者が自由に山に立ち入り日常生活必需品としての薪炭材、家畜の飼料等の採取（いわゆる入会稼）をすることを内容とするものであったが古典的共同利用形態>、一方では入会地を個々の入会権者に割り当て（割山、分け地）その利用を各人へ委ねることも行われ個人分割利用形態>、また逆に、入会権者が力を合わせその集団的統制を強めて入会地の個々の利用収益を一定期間停止（留山）して人工造林等も行われるようになった<団体直轄利用形態>。さらに、自ら利用するのではなく第三者に利用させ、その地代等の収益を得る<契約利用形態>へと変容を示してきた。契約利用形態は留山の一種であり団体直轄利用形態から派生したものとみえる。これらの利用形態は判然と移行したのではなく併存しながら変容してきたといわれる。

こうした入会権の利用形態の変容は、社会経済環境の変化に伴う農村の生活の変化によるところが大きい。そうした社会の変化に対応していかに入会地を有効利用していくかという入会権者自らの選択の結果だったとも思われる。古くは入会利用の中心をなしていた古典的共同利用形態は、その後の電気、ガスの普及や農耕の機械化等の影響を受けその必要性も薄らぎ次第に減少していった。個人分割利用形態は、割地の割替えが頻繁に行われなくなり固定化するに伴い個人所有地と変わらぬ状態となったり、割地の譲渡等により集団的統制が崩れる等の弊害を一方で生んだため、割地自体を廃止したり個人所有権を認め入会地から除外することもなされた。また農村の生活が自給経済から貨幣経

済に移行するにつれ換価収益を得られる造林が盛んに行われたが、昨今の材木市場の低迷による林業不振を迎えて山林の保護撫育も入会集団のあらたな植林等もあまり行われなくなった。

さらに農村の若年人口の減少等による労働力不足・資金不足から入会利用は停滞するようになり、自ら利用するのではなく、入会地を第三者に利用してもらいその対価を得るという契約利用が行われるに至った。同じく人工造林であっても、入会集団自らが行うのではなく第三者に依頼する場合は、入会集団は造林主体に土地を貸すという形式をとるもので、その主体の違いから、契約利用の中に含まれる。契約利用の目的はこうした造林事業から、近年は、レジャー・リゾート開発へと幅が広がり、入会地の従来の利用の範囲を越えた契約利用もなされるようになった。

二 入会利用の変容と入会権の存否

ところで、こうした入会利用の変容に対して、入会権を限定してとらえ、(1) 入会稼がなくなれば入会権は消滅するのか、(2) 契約利用はもはや入会利用とはいえないとする見解がある。(1) については、入会権を一種の採取権と考え、採取もしないのであればもはや入会権は消滅すると考えるものである。(2) については、入会権は山林の育成、収益を通じて農民の生活と密着してきたもので、利用するのが入会権者ではなく第三者であり、しかも利用内容が別荘地やゴルフ場を使用するための契約利用のごときはもはや入会利用とはいえないと考えるものである。

結論からいえば、こうした考えは入会権の一

面については妥当するものの、今日の入会権の一般的説明としては不十分といわざるを得ない。のみならず、入会権に対する誤解を与え、誤解に端を発した入会権の崩壊を招来するおそれもあるように思われる。もっともこのように考える民法学者もいないではなく、そのことが現在もお入会権についての混迷を招いているように思われる。この問題は、結局のところ入会権をどのように概念規定するかという点に帰着するように思われる。

入会権の定義については大別して二つのものがある。その一つは、入会権とは、一定地域の住民・団体が林野原野などで草や木の下枝や薪炭用雑木などを、その団体の統制にしたがって、共同して採取し収益する慣習上の権利である、というように入会権を採取権ととらえるものであり、その二は、入会権とは、村落共同体もしくはこれに準ずる共同体が山林原野を総手的に支配するところの慣習上の物権である、というように入会権を入会地に対する集団的管理支配権ととらえるものである。いずれが妥当であろうか。まず、入会権には地役入会権と共有入会権があり、共有入会権は入会地盤を入会集団が所有するもので共同所有形態の一つであるから、利用しないことによって消滅するものではない。したがって両者を含む入会権の定義としては少なくとも採取権に限定することは適切ではない。また入会地においては、より多くの収益を生むための入会林野の育成、維持がなされるが、それらは採取権にとどまるものではなく管理支配と観念されるべきものである。このように入会権を採取権と限定することは、古き入会権の現象を表わしたものではあっても、その本質をついたものではないといえよう。従って入会権の定義としては後者の考えが妥当である。入会権の本質は利用収益それのみにあるのではなく、それをも含んだ入会集団の入会地に

対する管理支配権にあるものと理解されるべきものである。

従って、(1) については、入会稼がなくても、また他の入会利用が休止されていても、入会集団の管理支配が入会地に及んでいる限りはその土地は入会地であり入会は存在していると考えべきである。ただし地役入会権については、長期にわたって入会利用をしないことが入会権者の総意に基づく放棄とみられる場合もあるう。

(2) については若干の問題を含んでいる。契約利用の例としては、分収造林や別荘、ゴルフ場などのリゾート・レジャー施設等としての入会地の賃貸があり、そのうち県や市が主体となる造林事業が最も多く行われているが、他の利用形態と異なる点は、自らは利用しないこと、契約利用の目的によっては農林業に何ら関係のないものもあることである。後者の場合にこれを入会利用と認めるかは一応問題となろう。入会権が入会地に対する管理支配権であるということ徹底すれば入会権と解されようが、入会林野の歴史的意義の点からみれば、林野の撫育にならずかえって荒廃させるような利用は入会利用ではないということにもなるう。

もっとも、この「契約利用は入会利用として認められない」という意味が、たんに①入会地ではあるが入会利用ではないとするものか、②契約利用地のみ入会地から除外されるとするものか、それとも③契約利用に供することが入会権自体の消滅原因となるものか、という点についてははっきりとしない。しかしいずれにしても、契約利用を入会利用と認めないとするれば、(ア) 契約利用のうちあるものは入会利用と認められ、あるものは入会利用と認められないとするその根拠は何か、(イ) 契約利用地が入会地から除外された場合、その土地の所有関係はどうなるのか、総有土地となるのか、その場合転出

失権等の入会権にみられた資格制限等の制約は及ぶのか、(ウ) 契約利用を廃し再び入会的利用に供した場合、その土地は入会地に復帰するのか、というような問題を生じることになり、この点が明らかにされる必要があろう。この点について、共有入会権における所有権的機能と利用権的機能の分離という観点から説明しようとする考えもあるが、この考えは観念的には理解できるもののそれをどう法律的に構成するかという課題が残るように思われる。なお、地役入会権においては契約利用に際しては地盤所有者の同意を得る必要があろう。以上のようにこの問題には考慮すべき点があるが、いずれにしても、入会権者自らの選択によりその管理権の行使として入会地を利用している以上、その入会権者の管理支配権を否定し、入会権者の総意によらない入会権の消滅を認めることはできないであろう。従って、契約利用が入会権らしくない目的のためになされていたとしても、入会集団の管理統制の下になされている限り、これも入会利用と解すべきで、これにより入会地から除外され、また入会権が消滅するものではない。

なお、契約利用がなされている入会地について入会権が認められた例はあるもの(例えば福岡県嘉穂郡穂波町忠隈の入会地について福岡高判昭和58年3月23日、その上告審最判昭和58年11月11日。ただしこの事案は解散決議の有効性が争われたもので契約利用は直接の争点となっていない)、判決が明治的に、契約利用であっても入会権が消滅したとはいえないと判示したものや、逆に、契約利用であるからもはや入会権ではないと判示したものは現在までのところ見つけることができなかった。

三 入会権についての誤解と入会権の消滅

入会紛争(とくに内部で入会権が消滅したか否かが争われている事例)の中には、紛争の発端において入会権についての上記のような誤解が存在し、これがもとで次第に現実に崩壊に向かっていく場合がある。入会権を維持するのは入会権者の入会権を守ろうとする共同意識であり、入会権者の間に、もう入会権ではないのだという意識が生じてくると、集団の統制機能は急激に低下し、入会慣行に反する事実が積み重ねられていくおそれがある。一度崩れた共同体の仲間意識を再び形成するのは困難である。ケースによっては、そうした誤解をこれを指導すべき立場にある行政担当者が与えたり、法律実務家が与えたりすることがあり、入会権者にとって悔やんでも悔やみきれない酷な結末となることもみられる。その意味で、こうした誤解に基づいて入会権の崩壊がもたらされることがないことを願うものである。

四 契約利用と入会整備

最後に、入会整備は今後も継続して進められていくであろうが、整備後の生産森林組合が木材不況、外材の輸入等により期待したほどの成果を上げられていない今日の状況では、入会地の状態によっては、入会権として残したままでの運営も再考されるべきではなからうか。入会整備の当面の目的は入会地の権利関係を近代的諸権利に置き換えることであるが、その目指すところは入会地の高度利用を図ることであろう。これが入会権のままでも可能であれば、また整備後の展望が開けない状況では、整備自体を目的とするかのような整備促進は考え物であろう。入会権が遅れているとされるのはたとえば人工造林であるが、一方入会権の良さはこれまでの入会利用の変容にみられるように、時代

の変化に対応することが可能である点ではなからうか。その意味で入会権の契約利用を介しての展開が見直されるべきではないかと考える。入会権の今日的な理解に役立つ文献として次のものがある。

(参考資料)

『入会林野の法律問題』中尾英俊(1984・勁草書房)

『林野入会権—その整備と課題—』武井・熊谷・黒木・中尾・共編著(1989・一粒社)

生産森林組合の現況

年度 都道府県	組 合 数		組 合 員 総 数	払 込 済 出 資 金	組 合 の 経 営 する 森 林 面 積
	組合		人	千円	ha
昭和62	3,051	(3,390)	294,238	29,631,148	354,856
63	3,100	(3,410)	295,113	29,931,842	356,693
北海道	7	(7)	970	39,917	4,316
青森	17	(43)	2,032	161,742	1,870
岩手	87	(87)	12,873	1,146,284	14,100
宮城	29	(33)	5,590	313,825	5,833
秋田	85	(85)	6,378	803,926	11,494
山形	108	(110)	10,169	592,945	12,490
福島	46	(46)	3,927	537,251	6,421
茨城	—	(—)	—	—	—
栃木	2	(2)	128	79,600	430
群馬	56	(59)	6,332	679,297	3,107
埼玉県	4	(4)	2,376	5,785	321
千葉県	—	(—)	—	—	—
東京都	4	(6)	441	3,139	60
神奈川県	53	(54)	4,318	425,763	3,159
新潟	171	(173)	14,161	1,427,038	49,034
富山	31	(79)	3,355	109,545	8,496
石川	44	(45)	2,508	149,937	5,189
福山	224	(224)	15,258	587,300	28,221
山梨	2	(2)	110	516	13
長野	154	(155)	19,260	2,923,495	21,588
岐阜	109	(109)	16,219	998,159	13,887
静岡県	8	(8)	1,742	32,491	569
愛知県	—	(—)	—	—	—
三重	50	(50)	13,392	755,374	13,788
京都	87	(87)	14,674	2,751,908	14,445
大阪	183	(192)	12,088	1,986,010	17,685
奈良	9	(16)	600	54,602	349
和歌山	328	(360)	25,011	6,598,206	33,514
鳥取	24	(24)	1,638	270,509	2,292
徳島	53	(53)	3,806	351,030	5,293
香取	97	(97)	4,899	256,277	5,784
島根	107	(112)	9,131	578,991	7,688
岡山	37	(37)	2,801	259,838	1,930
広島	116	(120)	12,362	625,913	10,023
山口	18	(22)	1,420	155,159	968
徳島	5	(5)	226	11,346	514
香取	12	(12)	1,784	93,691	1,189
茨城	96	(117)	9,957	377,328	3,200
高松	75	(167)	2,498	249,137	3,056
福岡	57	(57)	5,878	768,063	2,396
佐賀	141	(168)	8,918	775,263	5,315
熊本	107	(109)	8,460	326,099	10,064
大分	13	(13)	933	73,217	447
宮崎	124	(129)	12,353	617,577	8,704
鹿児島	60	(68)	5,901	448,722	12,704
沖縄	60	(64)	8,236	529,627	4,747
	—	(—)	—	—	—

資料：林野庁森林組合課調べ。

注：1) 組合数について調査票提出組合数であり、() 書は設立組合数である。

2) 各年度末現在の数値である。

<シンポジウム>

- 司会 川原 祥治 (福岡市森林公社)
堀 正紘 (九州大学農学部)
発言者 (発言順)
有村 栄作 (鹿児島県林業振興課)
中尾 英俊 (西南学院大学法学部)
江淵 武彦 (西南学院大学法学部)
上谷田 隆 (鹿児島県輝北町)
西森 正信 (高知県入会林野コンサルタント)
田渡 孝基 (大分県上村生産森林組合)
山上 三郎 (佐賀県生産森林組合協議会)
岡森 昭則 (九州大学農学部)
池沢 正 (高知県林業課)
石谷 秀彰 (長崎県県北振興局林業部)
牧野内文夫 (鹿児島県林業振興課)
甲斐 義規 (宮崎県林産課)
稲生 一成 (熊本県林政課)
七里 成徳 (長崎県林務課)
塚本 誠也 (佐賀県林務課)
友清 昇太 (福岡県林政課)
一色 涉 (愛知県森林林業課)
池田 政次 (山口県治山課)
藤長 恭常 (岡山県倉敷地方振興局)
森山 寛 (島根県林政課)
麻生 賢一 (大分県林政課)
加茂 二見 (佐賀県生産森林組合協議会)
松垣 栄一 (大分県林政課)
中村 素直 (佐賀県生産森林組合協議会)
矢野 達雄 (愛媛大学法文学部)
野村 泰弘 (西南学院大学法学部)
日永田清徳 (福岡市森林公社)
吉村 俱美 (鳥取県倉吉地方農林振興局)
浪速 昭彦 (岡山県林政課)
松原 功 (山口県入会林野コンサルタント)

司会 (堀) 本日の討論は、I入会に関する一般的問題、II生産森林組合の現状をどのように理解するか、III生産森林組合に対する助成措置はどうあるべきか、IV生産森林組合の解散について、V契約利用の法律問題(とくに分収林と生産森林組合の関係、あるいは入会林野における契約利用の問題)、という5つのセクションに分けて行ないたい。

I 入会に関する一般的問題

(有村) 整備によって土地を3名の代表者登記とする場合、この形態は、登記官から入会整備の目的に添うのかという質問を受けた。

(中尾) 整備によって入会権が消滅したにもかかわらず集団代表者の名義にするという場合、その集団がどのようなものかという点が問題となる。たとえば、ある入会集団が一部の土地についてだけ入会整備を行なった場合、入会集団は依然として存在するが、整備の対象となった土地はすでに入会地ではない。それにはかわらず、この土地が集団的な財産であるというのなら、その集団は入会集団とは別個の組織だとせざるをえない。この場合、当該代表者が恣意的に部外者に移転登記した場合、その入会集団でない組織は、右部外者に移転登記の無効を主張できるかどうか問題だが、この点について江淵さんに伺いたい。

(江淵) 民法学の分野で、「権利能力なき社団」もしくは「法人格なき社団」とよばれる非法人組織が問題にされる。この団体は、入会集団同様に団体名義での登記ができないので、代表者による個人登記等にせざるをえない。入会集団の場合には登記に関係なく対外的に入会権を主張できることは最高裁判例上明らかだが、入会集団でない非法人組織においては、わずかに裁判判例がみられた程度だ。この事例は、外国人の親睦団体が所有する建物につき代表者の名義

とされていたところ同人に対する債権者がこれを同人所有財産として仮差押えたというものが、これに対して東京地裁昭和59年1月19日判決は、同団体は代表者個人登記のまま当該建物に関する権利を第三者に対抗できるとしている。

(中尾) ただ問題は、入会整備によって入会権を消滅させた場合、入会集団でない団体においては、全員の合意は必要でなく多数決原理が働くために、林野管理につき問題を生じないといえないだろう。また、入会集団ではない組織が存在することの裁判上の立証についての困難が考えられる。

(上谷田) 30名程度の共有名義にもとづく部落有林野の所有関係を明確にするために整備し、3名の代表者名義にした上で部落住民全員で管理するという事業案は適当ではないのか。司会(河原) 入会整備は、入会権者全員であるのだが、鹿児島県では、代表者の名で行なうことを認めているのか。

(上谷田) まだ正式に県の方へは説明していない。この計画は、整備後直ちに個人分割を予定しているわけではないが、将来、個人分割するという場合に、整備によって少数の代表者の名義にしておいた方がやりやすいのではないかという配慮にもとづいている。

(中尾) 入会整備は、現在の入会権者による所有権登記を実現することを目的のひとつとする。そのために知事の認可は、真実の権利者の認定を前提とする。とするならば、3名だけを権利者として整備を認可することはできないのではないかと。もとより、整備後、個人分割も生産森林組合の設立も予定しないというのであれば、整備時における入会権者全員の共同所有財産として管理し、また全員の名で共有登記する以外にない。しかし、この場合、知事の認可によって入会権は消滅しているので、転出失権あ

るいは財産に関する実体が登記に関係しないという原則が働かない。とするなら、これまで通り集団的に財産を管理することは困難になってくるように思う。入会整備は、慣習を根本的なルールとするという入会権の実体を完全に変えてしまう事業であり、単なる名義変更のための簡便な手続きとして理解してはならない。

II 生産森林組合の現状

① 上村生産森林組合の経営に関して
司会(河原) 田渡さんが報告された上村生産森林組合の現状について、各種の質問が出ている。(西森) 昭和59年に再建された西叡山高山寺の参拝観光客が増加しており山の多面的利用としてその運営を推進するということが、寺の維持管理を組合の方でやっておられるのか。(田渡) 右手にコーランのたてのように、我々も寺の経営を兼ねているといつてよい。ただ、寺の経営と組合の経営は帳簿の上では分離されている。

(西森) 貸借対照表によれば、出資金が5,000円となっている。この金額はどのようにして出てきたものか。固定資産としての山林2,417,012円は現物出資によるものだと思うが、これは出資として扱われていない。その理由は何か。昭和52年から3年間組合員が積立をしたということが、その金銭はどのように処理されたか。

(田渡) ここに記載している「出資金」とは、外部(西高田生産森林組合)への1口分の出資金だ。固定資産としての山林は現物出資による。それ以外の金銭出資はない。積立金は、生産森林組合の決算以前のもので、この表の中に入っているはずだ。なお、決算以後は積立はしていない。

(山上) 脱退者に対する措置はどのようにされたか。また、一人当たり出資金額はいくらか。

(田波) 脱退者に対しては、持分の固定資産評価額相当分のみを払戻すことになっているが、まだ脱退者はでていない。なお、設立時に参加しなかった者に対しては、1万円を支払った。一人当たり出資金額は、山林資産評価額を組合員数で割った92,962円となっている。

(山上) 通常、出資金額は、たとえば一口10万円というように、切りのよい数字を定款の中でうたうものだが。

(田波) 定款の中にはこの金額を記載している。

(岡森) 固定資産の中に記載されている「構築物」とは何か。また、「長期借入金」は何の目的でどこから借りたのか。

(田波) 「構築物」とは、作業道路のことだ。「長期借入金」は、主としてこの道路建設のために組合員から借りたものだ。

(岡森) 作業道路が固定資産に入るのか。入るとすれば、借入金の弁済によって固定資産としての道路が償却するのか。また、その道路を補修・改良するなどして価値が上昇すれば、その固定資産としての評価も増加するということか。

(田波) 償却しない。また、補修等の作業にかかる費用は損失金として処理するから、評価が増加することもない。増加するとすれば、ここに新たな構築物が設けられた場合だ。

② 組合の事務処理に対する長崎県の指導

(池沢) 生産森林組合に対する長崎県の指導をもう少し詳しく知りたい。

(石谷) 3分の1の組合を毎年まわり、調書を作成して指導にあたっている。その際、諸帳簿にも目を通す。所要時間は1、2時間程度だ。

(池沢) それは、生産森林組合の一斉調査と兼ね合わせているのか。

(石谷) 一斉調査とは別個だ。貸借対照表については、かなり詳しい役員を擁する組合もある

が、早期に役員交替が行なわれているところもあり、十分な指導が必要だ。直接県に相談を持ち込む地域もあり、その都度の指導も行なっている。

(池沢) 地元事務所などに指導のための専従担当員を置いているのか。

(石谷) 2人の係を置いているが、専従しているわけではなく、生産森林組合に関するすべての仕事をしている。

③ 生産森林組合の活性化

司会 (川原) 組合事業の活性化に関する討論の提案が出ている。

(塚) たとえば、田波さんの報告の中に、山の多面的利用や天然広葉樹林の活用、ソフト事業補助の必要性などの指摘があった。あるいは、吉村さんからは、朝鮮人参やおうれんなど短期収入の道の模索について報告、さらに、三朝町における生産森林組合連絡協議会における財務諸表の作成指導が報告された。財務諸表作成に関しては、多くの組合において負担になっていると思うが、たとえば、この問題について制度的支援体制をもっている県がないか。各県ごとに伺いたい。

司会 (川原) 短期収入の方法に関しても、合わせて伺いたいと思う。

(牧之内) 鹿児島県の場合、64の生産森林組合が設立されているが、毎年一斉調査を行ない、その時に指導を行なっている。ただ、その担当は我々入会整備の担当と異なるので具体的な指導内容はここではわからない。

(甲斐) 宮崎県の場合も、年に一度、県と生産森林組合で会合を開いているが、やはり我々入会整備担当の範囲ではないのでわからない。

(稻生) 熊本県における入会整備は、個人分割を目的としており生産森林組合の数は一桁台だ。そのために、特徴的な指導は行なわれていない。

(七里) 長崎県は、公社造林を目的として入会整備を進めたという面があるので、短期的収入についての指導はあまりしていない。

(塚本) 佐賀県は、生産森林組合連絡協議会に対して年間200万円の助成を行なっているが、この費用で各組合関係者の研修等が行なわれている。なお県は、一斉調査に関しては、文書を直接発送した場合の未回収をおそれて、地区ごとに巡回して組合長や会計責任者に面会して調査している。個別的指導はこの時に行なっている。

(友清) 福岡県の場合も一斉調査時に個別指導している。

(池沢) 高知県の場合、生産森林組合は167ほどあるが、入会整備にもとづくものは33、さらにその連合会が設立されている。

(一色) 愛媛県においては、生産森林組合117のうち、入会整備にもとづくものが75。全組合のうち活動しているのは、数パーセントという状態だ。積極的な指導は県としてはしていない。ただ、個別的に相談があった場合には応じている。たとえば、高速道路建設のための用地買収に応じたために代金収入があった組合からその分配の是非について相談があったので、法令や定款に即して分配できない旨の指導をしたことがある。ただ、実際には分配がなされたようだが。なお、愛知県では担当者の意見として生産森林組合の設立は今後認めないという考えをもっている。

(池田) 山口県も一般的な指導はともかく、特徴的な指導はしていない。会合をしていて感ずることだが、生産森林組合側からの指導の希望は多い。なお、昨年紹介された、林業構造改善事業という発想からわさび生産を始めた三隈市生産森林組合のような例がある。

(和田) 広島県では、森林組合係が入会整備と指導の担当だが、一斉調査の時の指導は別とし

て、とくに特徴的な指導はしていない。指導を求める声は聞かれるが一。

(藤長) 岡山県においても入会整備にもとづく生産森林組合の設立が多くみられるが、その方向は造林等であり、短期収入を目的とした活動はあまりみられない。ただ、一部条件に合う組合では苗木の生産をしているが、それとて、県の指導によるものではない。県の指導は、森林計画制度による計画の樹立や公社造林の斡旋、撫育といった一般的なものだ。

(森山) 島根県の場合も短期収入については積極的には指導していない。なお、財務諸表の作成については一斉調査の時点で個別的に相談に乗っている。

(日下部) 鳥取県も独自の助成等は行なっていない。

(麻生) 大分県の場合も、生産森林組合に対する特別の指導は行なっていない。ただ、山村の活性化を図るという観点から、振興局による個人を含めた林家に対する個々の指導は行なわれている。なお、日田においてはとくに生産森林組合の育成指導を目的として嘱託職員を配備している。その他、とくに助成措置はとっていない。

(塚) この研究会において、何回も生産森林組合に対する指導の必要性が指摘されてきた。その間、生産森林組合の解散論も出てきたが、その反面でやはり指導は強化すべきだとされてきた。それにもかかわらず、生産森林組合は政策の対象となっていないという事実に感慨を深くする。生産森林組合を取り上げていく場合にポイントがあると思う。すなわち、指導にあたっては、思い切った線引が必要である。全組合を指導の対象とするから何もできなくなる。指導対象とすべき組合はどれか、また指導できない組合はどうするのか、という議論をすべきだろう。それを前提に指導の在り方を考えてみれ

ば、まず、①財務諸表の作成指導体制を確立すべきだ。たとえば佐賀県で試みられているように、県は思い切って助成措置をとるべきだろう。つぎに、②林野庁の方からも説明があったような山村資源型の林構事業などの各種補助事業に生産森林組合をのせていくべきだ。生産森林組合の場合、所有地がまとまっているから、補助事業対象として取り上げやすいはずだ。さらに、③組合役員が頻繁に交替するという点を考えると、役員が経営者としての技術研修を強化すべきだ。その過程で短期収入を得るための知恵が生まれると思う。

Ⅲ 生産森林組合に対する助成措置

① 分収造林契約による収益と課税

(甲斐) 分収造林契約にもとづく収益の課税上の取り扱いについて石谷さんに伺いたい。報告の中で、ある組合が分収契約により収益を得たということだが、その組合は単なる土地提供者ということになるのか。そうであれば、その収益は山林所得となるのか、それとも雑所得として課税対象となったのか。

(石谷) この分収造林は、五対五の長崎県による県行造林だが、全額課税対象となっている。司会(堺) この問題と関係するものとして、山上さんから県行造林や公社造林の場合と公団造林の違いを踏まえての質問が出されている。

(山上) 生産森林組合と公団との二者契約による分収造林契約が行なわれている例がある。三者契約だと組合は単なる土地提供者であるから問題はないが、二者契約となった場合、組合は土地提供者であると同時に造林者としての性格をもつことになる。この場合の分収金において、組合は組合員に從事割配当できるかという問題がある。これについては、入会林野高度利用問答集〔問84〕において、京都大学の半田教授は、生産森林組合が土地所有者たる資格にお

いて受け取る分収金は組合の生産活動に対応するものでないという理由で從事割配当を不可とされている。しかし、「造林者」としての資格において得られた収益に関しては不明である。組合員が造林のための作業に従事する場合には、もっと税法上の恩典をあたえてもよいのではないかと思う。

(中尾) 二者契約による公団造林の場合には、組合が造林者となり、立木は公団との間の共有となる。いってみれば、組合が公団から融資を受けた形に近くなると思う。したがって、この場合の組合側分収金収入は立木からの収入＝山林所得ということになる。一方、福岡県の県行造林の場合は、県が地上権者＝造林者となる。そのために、立木は県の単独所有物とされ、組合は単なる土地提供者とされる。そのために、組合が取得する分収金収入は、一応、地代収入＝雑所得としての性格をもつものとされる。この点、長崎県も同様だろうか。

(石谷) 立木はすべて県の財産とされる。したがって立木の処分後、必要経費を差し引いた残額が地元と分収される。

(松原) もともと県行造林は、明治以来の部落有林野統一事業を基礎とする公有林野の造林推進を由来とする制度で、これは明治末期から各県で行なわれたが、ほとんど市町村との間の契約だ。この場合、すべての立木は県の財産として扱われた。その後、昭和31年に分収造林法ができ、この時に初めて立木は共有とされるようになった。それ以来、林野庁は、各県の県行造林もこの法律上の契約に転換すべく指導を行なったが、手続き上の煩雑さから、どこの県でも実施されていない。分収造林法が立木を共有とするようになったのは、土地提供者の受ける分収金の税制上の取り扱いと関わっているのではないかと思う。

司会(堺) とすれば、分収金を從事割配当した

場合、公社造林や県行造林という方式では損金として落せない。その意味では、この方式は、生産森林組合に対する助成という点からするならば、組合の足を引っ張りかねない要素を残しているといわざるをえない。

② 法人住民税等の問題

(加茂) 佐賀県では176の生産森林組合が設立されているが、関係者の中には、税金を支払うために組合をつくったようなものではないかという感情がある。納税は国民の義務であるが、容易に収入を得ることのできない現在の生産森林組合の在り方をみると、生産森林組合に対して課される法人住民税や固定資産税の軽減措置が図られるべきだと思う。なお、固定資産税については、保安林指定によってその免除措置をうけることができるが、指定解除に3年も4年もかかるので指定を受けるのは適当ではないという意見をもつ関係者が多い。この点についての指導を行政機関に望みたい。

司会(堺) 法人住民税や固定資産税は市町村税であるから、当該議会などで減免措置実施の対応がとれないか。もちろん、他の法人とのかねあいもあり、とくに生産森林組合に対する減免措置の根拠となる理論的な裏付けがなされていないために、このような措置がなかなか実現しない。そこで、市町村による課税相当額の助成という方法はとれないか。この問題について、何らかの対応をしている地域があったら伺いたい。

(山上) 佐賀県下の生産森林組合は、昭和57年からの法人税増額に対し、国や自治体に減免措置の陳情をしてきた。現在、減免措置がとられている地域がひとつある。これは、町村合併の際の条件として行なわれている。議会に対する陳情という形をとったのかどうかは不明であるが、課税額4万円(1000万円以下の法人)のうち七割が減額されている。その他に4地区で、

納税額の2分の1あるいは3分の2という割合で各種の事業に対する助成が行なわれている。町村によっては、生産森林組合が1つか2つしかないところもあり、このような地域では助成措置がとりにくい面がある。しかし、佐賀県生産森林組合協議会役員の方でかなり助成が実現しているようだ。

司会(堺) 生産森林組合に対する助成措置としてはどのようなものが考えられるだろうか。

(山上) 林野庁の積極的な姿勢が必要だと感じている。

(池田) 永久的なものではなく、1、2年程度だが、三隅町において、法人税額程度(約15万円)の助成が行なわれている。

(松垣) 生産森林組合への助成として、財務諸表作成や経営に関する指導、補助事業の適用の必要性が指摘された。生産森林組合の場合、個人的森林所有者と異なるところは、総会を開かなければならないこと、財務諸表を作成しなければならないこと、法人税等の負担があること等の特殊性がある。大分県の場合、日田・玖珠地域において生産森林組合が多く設立されているが、県では専任職員を配置して常時財務諸表作成等に関する指導に携わっている。また、生産森林組合に対しても、他の森林所有者と同じレベルで補助事業の適用を行なっている。生産森林組合による森林の所有は、どちらかといえば、公有林に準じた公的な所有形態であるから、たとえば治山事業を活用し、活力を与えるという努力をする必要がある。

(中村) 収益のない組合にとって、この課税問題が最も大きな痛手となっている。林野庁は、自治体を通じて入会権者に整備を働きかけ、生産森林組合の設立を促進しながら、設立後は新たな税金をとるといった結論となった。林野庁は、各県に対してその救済の指導を行ない、また、県は減免もしくはそれにかわりうる措置を

積極的にとるべきだ。

(中尾) 複数の小さな組合が合併によって納税額を縮小するという方法は考えられないだろうか。生産森林組合は、森林組合や農業協同組合のような協同組合と異なり、一個の経営体であるから、広域合併などは無理だろうが、ごく小規模の生産森林組合の場合、合併を考えるのもひとつの手だと思う。ただこの場合、合併前の地域ごとの個別経営が必要となろうが、法的にみて問題はないと思う。これが、経理上の処理にどのようにはねかえってくるか、検討していただきたい。

司会(塚) 本研究会としても、この課税問題について、林野庁や大蔵省に対してアクションを試みたことがある。それに対して、林野庁なりの回答は得た。今後は、さらにそれを押し返すための理論的な構築が必要だ。

IV 生産森林組合の解散問題

(山上) 石谷さんの報告事例において、当該組合はすでに清算終了に至ったか。また、経費はどの程度必要だったか。

(石谷) 県に報告があったのは、平成元年4月13日だが、昭和62年6月26日に清算が確定している。報告が遅れたのは、やはり実際には金がなかったというような事情だ。そこで、経費の問題だが、総額で76万7000円ほどかかっている。はっきりしている項目を上げると、登録免許税、市税、県税、税理士報酬、公証人経費、火災保険に関する費用だ。

(山上) 私の経験からいうと、清算の終了に到るまで3年ほどの期間が必要だ。というのは、生産森林組合の場合、帳簿が乱雑であることが多く、その整理からかからなければならないからだ。とにかく、解散手続き事務は想像以上に大変な作業であり、また莫大な経費がかかるということを認識しておく必要がある。

(森山) 解散後は山林を個人に売却し管理は集落全体で行なっているということだが、固定資産税の負担はどのようにしているか。また、山林の管理などは、かつての入会権の時代と同様の方法なのか。

(石谷) 個人に山林を売り払ったというのは、比較的若い人4名を代表者として、一筆につき1名ずつ登記したという意味だ。さらに、これらの代表者は公正証書により遺言書を作成し、自己が死亡した場合に当該山林が相続財産として扱われず、次の代表者に移転登記されるべきことを明らかにしている。固定資産税は、地元町内会で支払っている。また、形の上では解散となったが、実際には公役によって集团的に管理するという従来と同じ管理方法がとられている。

司会(塚) このような集团的山林所有・管理の法律関係はどのように考えたらよいのか。

(矢野) いったん入会整備した山林について入会権の復活を認めることは、理論上はともかくとして、(特定の土地を対象とした2度の入会整備が不可能だという点から) 実務上は不可能だろう。それにもかかわらず、当該山林が地元集団によって管理されており、登記名義人が真実の所有者でないことを認めているというのなら、この山林は地元住民からなる法人格なき社団の財産だと考えるべきことになるかもしれない。ただ、その公正証書は当時者によって新たに作成しなおすこともできるのだから、好ましい状態だとはいえないだろう。

(中尾) 当該解散決議は全員の合意によって行なわれたのか。

(石谷) そうだ。

(江淵) 入会地の場合には、登記に左右されないという原則が最高裁判例上認められている。しかし、入会地ではなく社団財産ということになると、先に述べたように、登記にかかわらず

団体資産として保護されるという東京地裁判決が1件みられるだけなので、登記が外部に流れても最終的にその集団が勝訴できるとは必ずしもいいきれない。したがって、登記名義の外部への流出を防止するような措置が必要だと思う。

司会(塚) 解散するしか仕方がないという例もあるだろうが、さりとて解散手続きは大変だ。さらに解散後の山林の管理についても問題が生じてくる。やはり、生産森林組合に関する、部分的ではない、全体を見通す政策を考えなければならない。

V 契約利用の法律問題

① 契約利用形態の位置付け

(矢野) 入会地の契約利用に関して、理論的な面で質問したい。野村さんは、入会権者以外の第三者に入会地を貸し付ける場合を契約利用形態として挙げられている。入会権者の一部の者に利用させる場合は契約利用形態に当たらないのか。

(野村) 対第三者貸付けの場合を契約利用形態と考えたい。

(矢野) 入会地の利用形態を野村さんが示されたように4つに分類する方法は、広く行なわれているものではあるが、この方法は、分類の基準が統一的でなく、あまり理論的だとはいえない。たとえば、古典的利用形態はすでに江戸時代から、その他の利用形態は主として明治以降にみられるようになった。すなわち、古典的利用形態とそれ以外の利用形態を分ける基準は、歴史的視点にある。それ以外の分類方法は、集団自体による利用か、それとも構成員各自による利用か、という点を基準としている。団体直轄ならびに契約利用の場合は前者、古典的利用ならびに分割利用の場合は後者となる。したがって、契約利用形態を他の3つの形態と並ぶよ

うなひとつの独自の形態として掲げることには賛成できない。契約利用形態というからには、入会集団を契約の当事者の一方としてとらえなければならないが、それは、集団自体が直轄的に入会地を掌握・管理していることが前提となるはずだ。とするなら、契約利用形態は、団体直轄利用形態の亜種として理解すべきではないか。その場合、構成員の一部に利用させる場合も含まれるように思う。

(野村) 入会集団が自らの収益行為を停止する留山も団体直轄利用形態だといえる。ただ、せまい意味での団体直轄とは、集団自らが利用する場合だ。外部の第三者が利用する場合を契約利用形態と定義づけたが、一般的な分け方がこのようになっているので、それを採用した。指摘された分類方法もそうだろうと思う。

② 契約利用形態の実例

(麻生) 昨年の研究会のおり、我々大分県では、足立の方から、現在は入会権を消滅させる方向でのみ力が働いているが、逆に入会権の存在を再認識する方策を考える必要がありはしないか、という提案をした。この問題に関連するのだが、現在、大分県では、契約利用形態によって入会権を存続させている例が見いだせない。裁判例を含め、そのような例があったら紹介して欲しい。

(野村) 裁判例の中からは検索できなかった。ただゴルフ場賃貸のケースとして、広島地裁で係争中のものがある。

(中尾) 対第三者貸付けの例として、福岡県穂波町でのケースが挙げられる。これは、入会地が炭坑用地(いわゆるボタ捨て場)として利用され、その後、入会集団にこの土地が返還され一部が宅地化したものだ。この土地について、福岡高裁昭和58年3月28日判決は入会権を確認している。その他に、沖縄県石垣島においても例がみられる。この事例は、入会権者の大多

数を占める登記名義人が非登記名義人を排除して入会集団の解散決議をなし入会地の処分を計画したのに対し、非登録名義人が当該土地について入会権の確認を求めた訴訟である。この事例では、その土地の一部がホテル用地として貸し付けられているが、先ほど、入会権の存在を確認する判決が言い渡されたという連絡を受けた。

③ 分収契約利用等に関する課題
(日永田) 生産森林組合の場合は、どのくらいの山林について分収造林契約が可能だろうか。
(吉村) 生産森林組合の場合は、林野庁の指導方針を定める指導事項が昭和53年に出されている。これによれば、原則として分収造林は全組合有地の半分程度を目安とするものとされている。ただ、これを超過する組合も存在し、中には、単に土地所有者にすぎないという組合もある。所有面積のかなり大きい組合においては、組合員の出役能力を考えるなら、ある程度は分収造林面積を超過してもよいのではないかと思う。ただ、基本的には林野庁の指導に従わざるをえないだろう。公団造林の場合については、山林所得という形で税務の方の損金算入ができるが、そうでない場合にはできないとされる。植林から伐採まで県税も所得割りの方も免税となるということから考えると、半分以上、分収造林をすると後で困る場合が出てくるので

はないかと思う。

(甲斐) 宮崎県においては、入会整備による生産森林組合は68あるが、そのほとんどが分収造林契約を締結しており、しかも、その面積は半分を超過しているのが現状である。これらの組合の半分以上は、生産森林組合設立前から分収造林契約を結んでいる。そこから、山林所得とされない等の問題は出てきている。

(浪速) 岡山県では、生産森林組合所有地を対象とする分収造林の制限について、とくに行政指導はしていない。生産森林組合の現状からみれば、分収造林の割合が多くなるというのはやむをえない面があると思う。

(松原) 現在、農林業の幅は比較的広がってきている。いわゆる森林の保護機能という考え方が打ち出されてきている状況にある。その中で、厳格に山林の利用を限定するのは難しい。契約利用の内容については、生産森林組合の場合だけでなく、私は制限がないと思う。

(岡森) 10年や20年といった長期間、入会地がゴルフ場等契約利用に供された場合、入会関係がその後も続くのか問題となる。今後、入会地をどのように利用するのか、たしかに、森林の利用は多様化せざるをえないだろうが、利用内容を無制限に拡大していったらよいものかどうか、検討課題としなければならない。



<大会記事>

西日本入会林野研究会第15回大会は、平成2年9月26日～28日に大分県湯布院町で、約180人の参加を得て開催された。第14回大会で各県一巡したため、第1回の開催地であった大分県で二巡目をスタートすることになった。地元の大分県内の市町村役場、森林組合、入会集団等からも多数の参加があり、盛会であった。

今回の大会では、初めての試みとして初日に「入会林野基礎セミナー」が大分県の主催で開催された。この基礎セミナーは大分県林政課の松岡主幹の司会のもとで行われ、平山林政課長の挨拶の後、西南学院大学法学部の中尾教授の講義が行われた。参加者は主催者側の予想をはるかに上回る約80人に達し、盛会であった。

27日のシンポジウムでは、大分県林業水産部須藤次長、湯布院町安藤収入役および林野庁森林組合課の船本総括課長補佐には、ご多忙中にもかかわらずご出席いただき、御挨拶ならびに御講演をいただいた。

28日は上村生産森林組合の現地検討会を行い、組合の方々には大変お世話になった。その後国東半島の寺院等の見学を行った。あいにくの雨模様の天候で、一部予定を変更せざるをえなかったが、楽しい1日であった。

<総会報告>

西日本入会林野研究会総会は、9月27日の昼食後開催され、中村素直氏(佐賀県生産森林組合協議会)の議長のもとで議事が進められた。会務報告(平成元年9月～2年8月)、会計報告(同)、会計監査報告が了承されたあと、次回開催予定地、次回以降の開催地の順序、役員の変更について審議され、いずれも事務局提案通り

了承された。それぞれの内容については次の通りである。

1. 会務報告

(第15期、平成元年9月～2年8月)

1) 活動日誌

(平成元年)

- 9月8日 「西日本入会林野研究会の歩み」を各県担当者に発送
- 11月15日 西日本入会林野研究会の持ち方について話し合い(東京)

(平成2年)

- 3月1日 東日本入会林野研究会会報第10号受領
 - 4月10日 大分県担当者と第15回大会の打ち合わせ(福岡)
 - 5月31日 大分県、湯布院町等との打ち合わせ(大分、湯布院)
 - 6月20日 中日本人会林野研究会会報第10号受領
 - 6月22日 「会報第14号」の発送、「第15回大会の予報文書」及び「入会林野及び生産森林組合の担当係と担当者の確認文書」の発送
 - 7月23日 第15回大会の案内状の発送
- #### 2) 会計報告及び会計監査報告
- 別紙の通り

2. 審議事項

1) 次回開催地について

次回の第16回大会の開催地については、第2回大会を開催した高知県内で開催して頂きたいとの提案に対して、高知県の担当者から内諾をいただける発言があり、了承された。

2) 次回以降の大会開催地について

次回以降の大会開催地の順序を、一応の目安として、第1回から第14回までの開催順序で開催する予定で、各県に御配慮願いたい旨

提案し、了承された。但し、各県の都合によって開催順序を変更することもありうることも確認された。

3) 役員を選出

① 市町村関係

- 佐藤 英男 (熊本県小国町)
- 川原 祥治 (福岡市森林公社)
- 井上 清則 (大分県九重町) →留任
- 守屋 徳夫 (愛媛県伊予三島市) →留任
- 秋吉 一郎 (大分県湯布院町) →留任
- 上田 正紀 (山口県三隅町)
- 未定 (高知県の開催市町村)

② 県関係

- 椎木 章夫 (山口県治山課)
- 日下部隆史 (鳥取県林務課)
- 池沢 正 (高知県林業課) →留任

檜崎 正雄 (福岡県林政課)

→甲斐 義規 (宮崎県林産課)

麻生 賢一 (大分県林政課) →留任

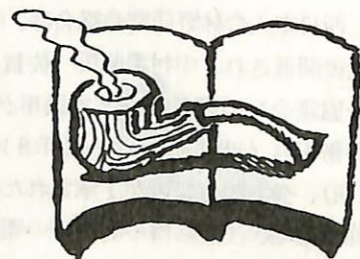
馬場 彰 (佐賀県林務課) →留任

③ 大学関係

- 北川 泉 (島根大学農学部) →留任
- 矢野 達雄 (愛媛大学法文学部) →留任
- 中尾 英俊 (西南学院大学法学部) →留任
- 岡森 昭則 (九州大学農学部) →留任

④ 幹事

- 松原 功 (山口県入会コンサルタント) →留任
- 山上 三郎 (佐賀県生産森林組合協議会)
- 西森 正信 (高知県入会コンサルタント)



西日本入会林野研究会第15期会計報告

(平成元年9月1日～平成2年8月31日)

項目	前記	今期	摘要
1. 前期繰り越し	137,737	39,652	
2. 会費	185,000	150,000	300人
3. 大会参加費	0	324,000	108人
4. 利息	315	2,515	
収入合計	323,052	516,167	
1. 会報費	234,000	223,600	
2. 会場係旅費	0	78,400	
3. 連絡旅費	0	19,240	大分県との打ち合わせ
4. 運営委員会費	0	0	
5. 監事会費	0	0	
6. 通信費	20,624	17,758	
7. 謝金	0	40,000	
8. 事務局費	28,776	40,000	
支出合計	283,400	418,998	
次期繰り越し	39,652	97,169	

平成2年9月26日

西日本入会林野研究会 代表委員 中尾 英俊

会計監査報告

第15期の会計処理は適正になされ、何ら異常のなかったことを認めます。

監事 松原 功
同 山上 三郎

< 西日本入会林野

	第1回	第2回	第3回	第4回
開催時期	昭和50年10月3、4日	昭和51年11月10、11日	昭和52年11月29、30日	昭和53年9月29、30日、
開催場所	大分県九重町 中央公民館	高知県土佐清水市 漁民センター	宮崎県宮崎市 ひまわり荘	鳥取県三朝町 温泉会館
参加者数	52人	51人	72人	約100人
研究テーマ	「入会林野整備後の経営形態」	「入会林野整備ならびに整備後の諸問題」	「入会林野近代化と市町村」	「地域農林業と入会林野」
特別講演	植田 昌宏	穂積 良行 「入会林野対策の方向について」	山田喜一郎 「入会林野対策の諸問題」	渡辺 武 「入会林野の高度利用について」
問題提起	笠原義人(九州大学) 武井正臣(島根大学) 吉嶺芳徳(長崎県) 西森正信(高知県) 森 有為 (大分県九重町) 馬場 透(鹿児島県)	南原博文(島根県) 長友 格(宮崎県) 山口達興(福岡県) 大平英輔(高知大学)	藤 和則(佐賀県) 有本照次 (鳥取県三朝町) 佐藤英男 (熊本県南小国町) 堺 正紘(九州大学)	重石 功 (大分県日田市) 山口正郎 (高知県梶原町) 山里 昶(鳥取県) 斉藤政夫(島根大学)
シンポジウム司会	中尾英俊(西南大学) 堺 正紘(九州大学)	武井正臣(島根大学) 岡森昭則(九州大学)	川田 勲(高知大学) 佐藤友彦(大分県)	西森正信(高知県) 篠原武夫(琉球大学)
シンポジウムの内容		I 入会林野整備の行財政問題 II 整備後の経営問題 III 入会林野近代化の法律的側面	I 入会林野近代化と市町村 II 地域農林業と入会林野整備	I 重石報告をめぐって II 山口報告をめぐって III 山里報告をめぐって IV 斉藤報告をめぐって
現地視察	九重町桐木生産森林組合	土佐清水市松尾生産森林組合	東郷町寺迫生産森林組合	三朝町木地山生産森林組合

< 研究会の歩み >

	第5回	第6回	第7回	第8回
開催時期	昭和54年10月4、5日	昭和55年10月30、31日	昭和56年10月29、30日	昭和57年10月5、6日
開催場所	鹿児島県屋久町 屋久島温泉	愛媛県今治市 湯ノ浦ハイッ	熊本県南小国町 自然休養村管理センター	広島県湯来町 湯来西公民館
参加者数	160人	160人	170人	200人
研究テーマ	「入会林野と分収林」	「入会林野と生産森林組合」	「入会林野と入会慣習」	「入会林野の運営と入会集団の性格」
特別講演	船渡 清人	山田 保夫 「入会林野整備の現状と課題」	綾部 誠司	山本 徹 「当面する林政の課題」
問題提起	川東義明(鹿児島県) 真孫義之 (対馬林業公社) 砂田清哉 (今治市外2町村共有山組合) 岡森昭則(九州大学)	山内舜郎 (愛媛県上林生産森林組合) 杉山宏明 (佐賀県富士町) 肥後恒文(宮崎県) 中尾英俊 (西南学院大学)	岡村芳美 (山口県阿武町) 高尾徳次(長崎県) 佐藤英男 (熊本県南小国町) 武井正臣(島根大学)	川原祥治 (福岡市森林公社) 赤迫唯夫 (大分県臼杵市) 久保逸美 (広島県乃美尾下組生産森林組合) 矢野達雄(愛媛大学)
シンポジウム司会	中尾英俊(西南大学) 河野俊克(宮崎県)	武井正臣(島根大学) 松原 功 (山口県林業公社)	吉嶺芳徳(長崎県) 岡森昭則(九州大学)	西森正信(高知県) 江淵武彦(西南大学)
シンポジウムの内容	I 入会林野の所有権登記 II 入会林野は近代化すべきか III 共有山組合と入会権 IV 対馬林業公社と入会林野 V 生産森林組合と分収林	I 入会整備後の経営形態 II 生産森林組合の事務処理 III 生産森林組合に労災保険 IV 生産森林組合員の資格 V 法人税への対処	I 整備前における入会慣行と権利者の確認 II 登記の手続き III 従事割配当と税制問題 IV 生産森林組合と分収林	I 川原報告について II 赤迫報告について III 久保報告について IV 矢野報告について V その他の問題
現地視察	屋久町船行入会整備組合	今治市外2町村共有組合山林	南小国町扇及び白川牧野	湯来町北谷生森及び甘日市木材工業団地

	第9回	第10回	第11回	第12回
開催時期	昭和58年10月6、7日	昭和59年9月26、27日	1985年10月15～17日	1986年9月10～12日
開催場所	長崎県岐宿町 福江島 開発総合センター	島根県西郷町 町立町 民体育館	佐賀県唐津市 唐津 シーサイドハイツ	岡山市 山佐別館
参加者数	220人	230人	223人	188人
研究テーマ	入会林野の運営と生産 森林組合	「地域振興と入会林野」	「入会林野整備後の経 営問題」	「入会林野等の活用と 今後の課題」
特別講演	沖沢 幸二	井手 道雄	木下 紀喜	森田 栄一
問題提起	宗 繁巳 (長崎県下五島生産 森組) 土肥邦徳 (熊本県五木村) 倉橋門生幸(高知県) 篠原武夫(琉球大学)	山本忠夫 (島根県猪目生産森 組) 山口 節 (宮崎県林産課) 酒井利幸 (大分県九重町) 北川 泉(島根大学)	浜田康裕 (唐津市農林課) 永尾仁志 (鹿児島県林業振興 課) 広井睦生 (岡山県林政課) 江淵武彦 (西南学院大学法学 部)	和田政利 (岡山県楢原上第一区 生産森林組合長) 江崎浩二 (福岡県林政課) 井原直幸 (広島農業短期大学) 山上三郎 (佐賀県生産森林組 合協議会)
シンポジ ウム司会	山上三郎 (佐賀県生森協) 堺 正紘(九州大学)	佐藤英男 (熊本県南小国町) 岡森昭則(九州大学)	矢野達雄 (愛媛大学法文学 部) 山口 節 (宮崎県林産課)	中尾英俊 (西南学院大学法学 部) 松原功 (山口県椎茸農業協 同組合)
シンポジ ウムの内容	I 整備前の問題 II 整備後の経営形態の 選択 III 生産森組の経営問題 IV その他	I 入会整備の法律問題 II 「委任の終了」の活 用の可能性 III 入会林野の高度利用 IV 生産森林組合の経営 問題	I 生産森林組合の現状 と課題 II 入会地および整備に 関する法律問題	I 報告に対する事実確 認 II 入会整備に関する問 題 III 生産森林組合の運営 IV 入会権に関する法的 問題
現地視察	岐宿町二本楠生産森組	布施村森林	鏡生産森林組合	東山内生産森林組合

	第13回	第14回	第15回
開催時期	1987年9月9～11日	1989年8月30日～9月1 日	1990年9月26～28日
開催場所	福岡県朝倉郡杷木町 原鶴温泉泰泉閣	山口県長門市(湯本温 泉)白木屋グランドホ テル	大分県湯布院町、湯布 院ハイツ 九重レーク サイドホテル
参加者数	145人	154人	約180人
研究テーマ	入会林野利用の今後の 方向	「入会林野高度利用の 課題」	「入会的生産森林組合 の現状と活性化の方向」
特別講演	芳田 誠一「入会林野 整備をめぐる情勢」	河田 護郎	船本 博昭
問題提起	鳩 敏信 (福岡県行橋農林事 務所林務課) 神菊憲一 (宮崎県林政課) 八尋宣子 (九州大学農学部) 昭山匡敦 (山口県治山課)	竹林彌壽 (山口県三門市生産森 林組合) 稲生一成 (熊本県林政課) 足立紀彦 (大分県大分事務所林 業課) 矢野達雄 (愛媛大学法文学部)	田波孝基 (大分県上村生産森林 組合) 石谷秀彰 (長崎県北振興局) 吉村俱美 (鳥取県倉吉振興局) 野村泰弘 (西南学院大学法学 部)
シンポジ ウム司会	矢野達雄 (愛媛大学法文学 部) 山上三郎 (佐賀県生産森林組 合協議会)	野村泰弘 (西南学院大学法学 部) 稲田張一 (佐賀県林務課)	河原祥治 (福岡市森林公社) 堺 正紘 (九州大学農学部)
シンポジ ウムの内容	I 入会整備前の諸問題 について II 入会整備後の諸問題 について	I 三門市生産森林組合 の経営内容 II 個人分割を目的とす る整備 III 入会権明確化の必要 性 IV 多機能重視型森林経 営の問題点 V その他の諸問題	I 入会に関する一般的 問題 II 生産森林組合の現状 III 生産森林組合に対す る助成措置 IV 生産森林組合の解散 問題 V 契約利用の法律問題
現地視察	小石原生産森林組合	三門市生産森林組合	上村生産森林組合

項目	内容	担当者	担当者	担当者
編集	西日本入会林野研究会	福岡市早良区西新6-2-92(814)	西南学院大学法学部内	☎(092)-841-1311
発行	福岡市早良区西新6-2-92(814)	西南学院大学法学部内	☎(092)-841-1311	
印刷	松隈印刷株式会社	福岡市早良区西新6-2-92(814)	☎(092)-721-0769	
発行日	1991年5月30日			
印刷日	1991年5月29日			

1991年5月29日印刷

1991年5月30日発行

編集 西日本入会林野研究会
 発行 福岡市早良区西新6-2-92(814)
 西南学院大学法学部内
 ☎(092)-841-1311

印刷 松隈印刷株式会社
 ☎(092)-721-0769

